監獄協會雜誌

第參拾貳卷
第拾壹號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十一年五月創刊毎月一回二十日發行
（大正八年拾一月二十日發行）

目次

○原司法大臣訓示

論說　鑑、鋸、錐の取扱に就て……典獄　寺崎勝治……（一）
龍城子の監獄官吏觀を讀んで……福岡　伊藤碌堂……（五）

講演　臺灣視察談……東京地方裁判所長　法學博士　牧野菊之助……（八）

統計　大正八年九月中入出監竝月末在監人員表外三表……（一九）

譚叢　時事だより……（二六）

寄書　監獄衞生雜感（承第三十二卷第九號）……金澤　石崎貧樂生……（三七）
司獄家の智識（四）……秋田　渡邊圓流……（三二）
戒護力の能率增進に就て……豐多摩　勝岡廓善……（三五）

雜纂　予は看守諸君と語る（三〇）……典獄　有馬四郎助……（四四）
藥籠（九）……福岡　苅屋老龜……（四六）

通信　函館監獄に於ける大谷光演師親敎外一件……（四九）

彙報　模範馬丁の退職其他——叙任——會報——公文……（五六）

○原司法大臣訓示（十一月十九日典獄會同席上ニ於テ）

訓示　(一)

余ハ就任後茲ニ始メテ諸君ニ接シテ一言所見ヲ陳フルノ機會ヲ得タルハ欣幸トスル所ナリ

抑〻行刑ノ本義ハ罪囚ヲ敎養感化シテ社會生活ニ必要ナル素質ヲ修得シムルニ在リ監獄當局者ハ宜シク常ニ世態人情ノ變遷ヲ察シ舊來ノ慣行ニシテ改ムヘキモノハ速ニ之ヲ改メ新ナル事物ニシテ取ルヘキモノハ進ムテ之ヲ取リ顧ヘス事務ノ改善ヲ圖リ時勢ノ進運ニ順應スルノ覺悟ナカルヘカラス

今ヤ我國ノ社會ハ歐洲戰亂ノ餘響ヲ受ケ有形無形ノ事物進化變遷暫クモ息マサル情勢ニ在ルヲ以テ諸君ハ一層叙上ノ點ニ留意シ事務改良ノ實績ヲ擧ケラルヘシ

近時刑事被告人ノ未決拘禁ニ關シ幾多ノ新ナル要求ヲ生スルニ至レリ未決拘禁ノ事ハ法律ノ規定ニ依據シテ之ヲ執行スヘキモノナルヤ論ヲ俟タスト雖モ實際ノ手續ニ於テハ監獄當局者ノ處分ニ委任セラレタル事項頗ル多ク從テ當局者ノ

意思如何ニ依リ處遇ヲ殊ニスルノ結果ヲ生スルヲ免レス諸君ハ克ク是ニ省ミ刑事被告人ノ處遇上寛嚴宜ヲ制シ以テ時代ノ要求ニ背馳セサランコトヲ努ムヘシ現今監獄ノ財政ハ物價騰貴ニ因リテ大打撃ヲ被リ在監人費ノミニ就テ之ヲ見ルモ本年度豫算ニ多大ノ不足額ヲ生スルノ虞アリ此ノ如キハ經濟上已ムヲ得サル事由ニ出テタルモノナリト雖モ一方ニ於テハ經費節約ノ方法ヲ講シ他方ニ於テハ銳意作業ノ振作ニ努メ以テ成ルヘク國庫ノ累ヲ輕フセンコトヲ望ム

看守其他職員ノ缺員補充ニ關スル困難ハ本年ニ入リ益々其度ヲ加ヘ時ニ或ハ監獄事務ノ遂行ニ支障ヲ來ス事アルニ至レリ是ヲ以テ各監獄ハ素ヨリ本省ニ於テモ有ラユル手段ヲ講シ補充ニ盡瘁スルモ今尚ホ所期ノ目的ヲ達スルコト能ハサルハ諸君ノ熟知セラルヽ所ニシテ職員補充難ハ現下ノ監獄界ニ於ケル至重ノ問題ナリトス而シテ之レカ解決ニ付テハ各監獄連合ノ力ニ待ツノ外ナキモノト認ム諸君ハ宜ク相互共助ノ旨趣ニ基キ有無相通シ緩急相援ケ以テ目下ノ必要ニ應スルノ途ヲ講セラルヘシ

尙細目ノ事項ニ就テハ當局々長ヲシテ說示セシムル所アルヘシ

監獄協會雜誌第參拾貳卷第十一號

論說

鑓、鋸、錐の取扱に就いて

典獄　寺崎勝治

破獄供用物體即ち鋸、鑓、錐の如き破獄の用に供し得べき器具に就いては從來

一　器具點檢
二　身體檢査
三　監房檢査

に依り取締をして居るが、破獄を企圖するものは叙上の取締を無效ならしむることに就いて精思熟慮するに相違ない、即ち彼等は器具點檢、身體檢査、監房檢査の形式内容を詳悉して居るから、其の缺點や間隙を十分に精細に研究して居るものと見なければならぬ、左の事例は之れを論證して餘りあり

と思ふ、

一、點檢前に、鋸の身を隱匿し、其の鞘のみを、他の鋸と共に列べ、恰も身と鞘とあるもの丶如く裝ひ點檢を受けたる事例があつた

二、身體檢査（檢身）

（イ）看守の隙を窺ひ晝間窃に鋸を監房に持込みたる事例

（ロ）鋸の背部を切り小さい鋸を造り糊を以て足に貼り付け檢身場を通過したる事例

三、數日間布團の中に鋸を隱匿せることを、監房檢査の際發見したる事例

叙上の事例に依つて考ふるに、從來の點檢は有力なる破獄豫防法に相違ないが、其の缺點間隙を研究して之れに備ふる所なければ未だ以て完全なりと云ふことは出來ない、之れを完全ならしむるには人爲的豫防と器械的豫防があると思ふ、人爲的豫防は動もすれば遺算が生ずる、卽ち人に依り又注意集中の程度に依り缺漏を生ずることがあるから器械的（物理的）豫防に依りたいのである、器械的豫防は破獄物體と破獄個所と遮斷され、因果關係が生じない、破獄個所と破獄者と隔離され、絶緣するから、根本的豫防、絶對的豫防と云つてよからうと信ずる、反之人爲的豫防は（一）人に依りて注意能力に差異があり（二）病氣其の他の故障に依り精神集注を薄弱ならしめる（三）疲勞の爲め放心することもあるから根本的豫防、絶對的豫防にならない、而して以上の豫防を列擧すれば大要下の如くである

第一　器械的豫防

一、鋸（金引き鋸を包含す）鑢、錐（ボート錐も含む）の製造を絶對に禁止すること

（イ）鋸、錐、鑢の製作命令を爲したる場合に員數を詐り命令よりも多く作ることがある

（ロ）平素製作しつ丶あるものは目に慣れて怪しまざるものである

二、作業器具は授業手、看守、看守部長列席して點檢を爲し絶對に囚人を干與せしめざること

（イ）雜役又は就業者が器具を手にして授業手や官吏は立會するに過ぎないやうでは虛僞の點檢をさせるから囚人を絶對に關係せしめざるを可と信ずる

（ロ）點檢簿に記載せざる器具なきや否やを調査せざれば點檢は效がない、例へば器具を紛失したることを秘するため、授業手が他の鋸を以て補足せる場合、若くは鋸を持込みたる場合は點檢せざる他の鋸に依り危險を生ずることがある

（ハ）危險物體に番號を刻すること

紛失、交換を知るに便利であるから面到でも之れを打込む方が良い

（ニ）危險物體の形狀變更を發見する爲め形を彫り之れに容れること

三、破獄逃走の用に供し得べき器具は特別の道具箱に納め、施錠の上、戒護部に引渡し、同部は之れを點檢して事務所に於て保管すること

（イ）點檢は罷役間際なるを以て退廳を急ぎ缺漏を生ずることがある

（ロ）點檢後に隱匿さる丶ことある故事務所に於て保管するのが最も安全である

四、屢次監房轉換を行ひ同一監房に長く拘禁せざること

屢次監房轉換を行ひ、破獄逃走の準備を無效ならしむることも一の對策である、臥具の交換も亦偶々其の效を奏することがある

第二　人爲的豫防

一、授業手其の他の者をして供用以外の器具を工場へ持込ましめざること

二、雜役、掃除夫をして互に危險物體を授受する機會なからしむること

三、便捨、掃除、耕耘就役者の便所內に危險物體を持込む機會なからしむること

四、鍛冶工場に於て危險物體を製作し且つ之れを他の者に交付するの機會なからしむること

予は出來得る丈け人爲的豫防に依らずして物理的豫防に依りたいと思ふ、人の如何、時の如何、注意の程度に依り寬嚴の免れざる、否、根本的ならざる、絕對的ならざる防止策より物理的なる、絕緣的なる方法を執りたいのである。

殘暑もいつしか過ぎて初秋が來た、果物は山や野に實のつて居る、逃走者が飢餓の心配のない時季が來た、屢々苦き經驗を味はつた予は之れを思ひ出さずに居られない。

龍城子の監獄官吏觀を讀んで

福岡　伊藤碌堂

吾人の心身は吾人の環境より種々の影響を受くる所あるは爭ふべからざる事實なりされば既に支那の古代に於ても孟子は居氣を移し養體を移すと云へり監獄官吏の如きは終日孜々として其職務に從事し長きは二十年三十年に亙り勤續するもの決して珍しからず從て職務上より來る特種の影響を受くること固より其所なりとす博識を以て有名なる辯護士播摩龍城氏は法律新聞第千五百八十一號に於て食糧問題に就て論述せられし中に監獄官吏氣風の特長に言及して左の如く評せられたり

監獄食糧が低廉なる豫算の範圍で割合に實質豐富なるものを食せしめつゝある所以は前に述べたる如く實質本位なるに由り他の行政官は澁みたるスウプの如く爾も薄ペラの觀あり監獄の役人は典獄始め石龍子の名評の如く典獄型あり形式よりも實質が割合に充實して居る馬鈴薯を摺込んだ濃厚なるズッペの樣な感じがする察するに多くの人を統御する職務殊に人並ならぬ囚人を統御するのであるから學問や肩書では相手が服するもので無いそれから仕事が空理空論でなくして悉く實際であるそれから又實際上の方の人が事を決裁するから旨く行くものと思はれる云々

何んぞ其眼光の犀利にして觀察の奇拔なるや殊に食糧問題は監獄行政上最も當局の苦心する事項の一たり此問題を提へて監獄官吏の特長を論斷せられし所甚だ敬服に堪へず吾人は氏の所謂他の行政官

は澄みたるスウプの如く爾も薄ペラの觀あるや否やは之を知らず然れども監獄官吏の氣風が實際的にして形式よりも實質を重んじ比較的健實なる氣質を有する事は龍城子の確評と稱するに躊躇せざるなり吾人は今爰に一二の事例を擧げて其然る所以を證せんか吾人の昵懇なる典獄某氏は赤門の出身にして其同窓の某は既に警察部長内務部長を歷任し今は榮進して某縣知事たり而して某典獄は官漸く高等官五等に過ぎざれども能く其志を二三にせず孜々として職務に從事し唯其及ばざらんことを恐るゝもの〻如し其人となり敦厚にして着實なるや知るべきなり又九州の一要地に在る老練の典獄某氏は其前身の警察出身たると警察事務に經驗あるとの故を以て曾て同鄕の先輩たる某大臣より警察部長に轉任すべきを慫慂せられたる事あり然るに某氏は襟を正して之に答へて謂へらく『余は不思議の因緣に因り職を監獄に奉ずること廿餘年毎に身典獄たるを以て天の使命なりと確信せり今にして區々一身の榮を以て平生の素志に反するに忍びんや閣下の厚意謝すべしと雖も請ふ敢て之を辭せん』と大臣又勸むるに轉任の事を以てせざりしと聞けり而して某氏今に至るまで獄務に從事し勉めて倦まざるを見る斯等の事例は一般官吏の美談として錄するに足り獨り監獄界の誇のみにあらずと雖も亦以て監獄官吏氣風の一端を知るべきにあらずや舊夢未だ覺めず動もすれば一種輕侮の念を以て監獄官吏を觀るもの尙其跡を絕たざる今の時に於て龍城子が其獨得の批評眼を以て監獄官吏の特質を道破せられたるは吾人の快心に値すると與に我監獄官吏が長く此美風を保持して失ふこと無きを希望せざるを得ざるなり

然りと雖ども爰に吾人の聊か注意すべき一事あり物一利あれば一弊無き能はず實際にのみ拘泥して

理想とするもの無からんか其弊や頑冥固陋に陷らん又理想にのみ馳せて實際に立脚する所無からんか其失や空理空論に墮せん是れ吾人の豫め警戒を加ふべき所ならんか

抑事物の進歩は理想に發す理想なければ進歩なし蓋し進歩とは吾人が理想を實現せんとして努力せる成果なればなり而して理想も既に實現せらるゝときは又理想にあらず斯の如く理想と實際と漸を趁ふて推移せんこと人生の進歩して息まざる所以なり然らば所謂理想なるもの果して之を何處に之を求むべきか曰はく學理の示命は理想にあり故に理想は學問の指導に待たざるべからざるは明かなり然れども吾人は固より學者にあらず又必しも學者たるを要せず唯學理の指導に從て之を實現せんことに精進努力すべきのみ是れ吾人實務家の任務とする所なればなり惟ふに監獄行刑制度も社會文明の進歩に伴ふて漸次改良を加へられ既に監獄學は專門の科學にして監獄事務は專門の技術たること亦疑を容るゝ餘地あらず而して文明諸國尙ほ監獄の改良進歩に努力を吝まざるの趨勢にあり就中太平洋を隔てたる東隣の一大文明國は夙に分房制を創設して拘禁制度に一大改革を與へ次で不定期刑を實行して刑事制度に貢獻する所尠からず而して近く更に自治的制度を試みて世界の耳目を聳動せしにあらずや況んや今や世界大戰亂の後を受けて社會萬般の事物更新の時に際せり我監獄界のみ豈獨り太平無事なるを得べけんや須らく亦之に對するの覺悟と勇氣と無かるべからず吾人は我監獄官吏が理想の爲めに實際と離るゝこと無く實際の爲めに理想を棄てず能く實際に立脚して理想に向ふて向上進歩の氣風を失却せざらんことを庶幾ふ偶龍城先生の監獄官吏特長觀を讀んで所感を記し併せて婆心を逃ぶと云ふのみ

講演

臺灣視察談

東京地方裁判所長
法學博士　牧野菊之助君

本日此席に於きまして臺灣の視察談をせよといふことでありまするが、實は是と申して纏つた御話をすることはちつと出事惡くいのでありまして、唯だ私が彼の地に參りまして見聞致しましたる事柄の二三に就て御話したいと思ふのであります。

八月二十一日に東京を出立致しまして臺北に著きましたのは二十六日でございます、二日程臺北に留りまして、それから南の方に參りました、打狗まで參りましてから引返して臺南に歸り、それから途中二八水と申す停車場から側に這入りまして、其所から集々、埔里社といふやうな所を經まして霧社といふ所に參りました、さうして其附近の蕃社を視察致しまして、それから歸つて南投といふ所に往きました、それより臺中を經て臺北に歸つたのであります、臺北に歸りましてから、又同所に三日許居りまして、九月九日に臺北を立ちまして歸つたといふ次第なのであります、臺灣に留りますこと は十五日許りであつたのであります、其間臺灣の方の監獄は勿論其他の大都市に於ける名所等を見物

致しまして、蕃地に這入りましてからは漸く往復五日程費した次第で、視察と申しましても極くほんの表面だけのことで、深く内容にまで立入りて見るといふやうなことは出來ませぬ、殊に監獄に就きましては臺北、臺中及臺南の三監獄を見ただけでございます、勿論臺灣の監獄は此三箇所だけで、外に宜蘭に支監が一つ在るだけである、其三監獄には參りましだが、臺中臺南の兩監獄に於きましては時間の都合もありましたし、殊に臺南の監獄に參りました當時は八月三十一日で作業其他總て休んで居る折柄でありましたから、全部の視察等も出來なかつたやうな次第であります、又監獄内に於ける教誨のことであるか、或は免囚保護のことであるとかいふことも、實は多少見たり聞いたりしたいと思ひましたけれども、其分に就きましては遺憾ながら深く知ることが出來なかつたので、後から見まするといふと何故あの時に其點まで見なかつたかといふことを後悔したやうな次第でございます。

斯樣な次第で極く表面だけを單に瞥見したに過ぎないのでありますし、從つて此所に御話しますことも唯だ私の目擊談に過ぎないので、或は其眞相を誤つて居るかも知れないので、其點は幾重にも御容赦を願ひたいと思ふのであります。

先づ最初に監獄の狀況に就て一應御話申上げて、次には私の見ましたる蕃地の模樣を少し許り御話しやうと思ふのである、臺灣の監獄は唯今申上げました通り臺北、臺中、臺南の三箇所に本監があり宜蘭に一つの支監が在るだけである、領臺當時に於きましては固より軍政の時代でありましたから、監獄の設備も十分でなかつたといふことであるし、又其當時に於きましては警察署とか、若くは憲兵

隊の留置所を以て監獄に當てゝ居つたといふやうな狀態である、さうして其留置場と申しますけれども、支那政府時代の廟であるとか、或は廳舍、若くは倉庫といふやうなものを一時假用したといふことでありまして、それが爲に檢束にしても、衞生のことにしましても、或は作業のことにしましても設備萬端甚だ不十分であつた、從つて囚徒の逃走も頻繁に行はれ、或は病死するといふやうなこともあつたので、そこで明治三十二年度から此臺北、臺中、臺南の三監獄の建築に著手したといふことである、さうして三十三年の九月に總督府の監獄官制といふものが發布せられまして、臺灣全島の監獄は皆臺灣總督の直轄に移され、典獄は卽ち監獄長として之を主宰する、典獄の下に監獄官吏、敎誨師其他監吏等を置かれて今日に至つて居るのである、殊に明治四十一年の律令第十號で臺灣の監獄令といふものが出來まして、さうして監獄に關する事項は詰り監獄令に依るといふことを定められたのであります、尙ほ同年の總督府令の第四十七號で臺灣監獄令施行規則といふものが出來まして、何れも同年の十月一日から實施されて居るので、それが現行の臺灣の監獄令竝に監獄令施行規則でありまして、臺灣の監獄令に於きましては右の如くに大體此監獄令に據るといふことになつて居るし、其施行規則も多くの條文より成立つて居りますが、大體に於て此內地に行はれて居る監獄法其他の規則に類似して居るのである、それでありますからして臺灣監獄法の法制に關することは殆ど內地と違ひないものであると云つて差支なからうと思ふのである、唯だ特殊の事柄に就て多少差異が存するに過ぎないのである、さうして此監獄の構造は臺北、臺中、臺南共に何れも同樣で、本監の設計は扇面に配

列されて居り、さうして分房制、及雜居制の折衷主義が行はれて居る、多少各監房內の設備等に就きましては此三監獄の中に差異の存することもございまするが、大體に於て何れも皆唯今云つたやうな設計の下に構造されて居るのである、さうして其扇面狀をなしてゐる一番末の方に各作業場が繞らされて居るし、それから又其構外には矢張り耕作地などが設備されて居るといふやうな狀態になつて居る。

それで在監人の現在の數に就きましては聞きます所に依りますといふも、ずつと以前は非常に多かつたので、在監人員が一日平均四千人を超へたことが多いのである、それが段々年を逐ふに從つて少くなり、殊に大正元年以後に於きましては屢々恩赦を行はせられたので、其結果非常に減少しまして一時は二千三百人に降りたることもあるといふことである、所が近年に至つては又少く殖えて居るといふことでありまして、私が巡視致しましたる八月二十八日に於ける臺中監獄に於ける在監人の總數は千五百三十六人ありました、其中女が四十一名で、八月三十一日に於ける臺南監獄の現在員の總數は千二百十四人、其中女子が四十八名ある、臺北監獄に參りましたのは其前でありましたが、同監獄に於きましては其現在の員數をつい聞漏したのであるが、併し、矢張り千二三百人以上は居るに相違ないと思ふのである。

員數に就てはさういふ狀態であるが、其在監人の罪名、刑名といふやうなことに就ても尙ほ詳しく統計等も聞きましたが、其內で多いのは矢張り盜罪(窃盜、强盜)が一番多いのであつて、是に次ぐも

のは詐欺とか横領、傷人、殺人といふやうなもので、是等の點に就きましては敢て內地の監獄とさう違ひはなからうと思ふのであります、尤も此在監人の內には兩三年前に土匪が起りまして、多數の土匪が匪徒刑罰令に依つて處斷せられ、其內死刑に處せられたる者も多くございましたが、思赦が行はれたに依つて死一等を減せられた者が澤山ある、それらの刑罰令に依つて處斷せられたる者が臺中に三百七十六人、臺南に三百九十三人、臺北にも幾部分の者があるといふ事である、それで現在の員數は大分多くなつて居りますが、一つは匪徒刑罰令に依つて多數の人が處斷せられたる結果、殊に是等のものは何れも皆刑期の長い者ばかりでありますからして員數の上に於ては多くなつて居るといふことは是亦已むを得ないことであらうと思ひます、勿論是等在監人の內には臺灣人もありますし、又內地人もあるのでありますが、それ等の各在監人の待遇に就きましては何等の區別はないので、唯だ臺灣人に就きましては此衣服が吾々日本內地の人とは違ふのである、それであるから臺灣人に就きましては矢張り臺灣人固有の制式に從ひたる衣服を著用して居る者もあるし、それから又女子の中には今尙ほ纏足して居る者がある、さういふ纏足を許すといふやうな點に於て多少の特例がある外は內地人なると臺灣人なるとに依つて何等の區別もして居らぬ、勿論食料等に就ても違ひはなし、或は作業にしても、亦檢束の方法にしました所で何等の等差といふものを設けずして皆一樣に之を待遇して居るといふことになつて居る、臺灣人の男子に就きましては今日では殆ど辮髮をして居る者はない、私の居ります當時殆ど見受けなかつた、併し稀には辮髮をして居る者もあるといふことであります、さうい

ふ者が矢張り監獄に這入つて來れば矢張り其儘辮髮を許すといふことであります、女子は纏足をして居る者はまだ澤山見受けるのであるが、併ながら此纏足をして居る者は多くは福建人である、廣東人は此纏足をして居らぬといふことであります。臺灣人の種族に就ては尙ほ後に御話しますが、福建人と廣東人が多いのである、それであるからして臺灣人として在監して居る者も矢張り是等種族の者が多いといふことは云ふまでもないことである。

次に監獄の作業に就きましては指物細工、籐細工等が最も主なるものであるし、其外或は草履を作るとか、或は靴を作るとか、或は洋服の裁縫をするとか、鍛冶屋をするとか、或は煉瓦を拵へるとか、種々なる物がありますが、三監獄共に此臺灣の名木を以て指物細工をする、或は書箱、机の類であるとか、或は衝立であるとか、簞笥であるとか、洋服簞笥であるとかいふやうなもの、それから其他盃とか、硯箱とかいふやうな指物を作る者が非常に多いのであるし、それから臺灣に澤山在ります所の籐で以て籐の椅子を拵へるとか、或は籐の手提の鞄のやうな物を拵へるとか、近來は內地に在ります所の柳行李の材料を以て矢張り手提鞄のやうな物を拵へて居るやうな者がありますが、指物細工と籐細工は何れの監獄に行つて見ても多い、又其外彼所が產地でありますから所の植物の纖維を以て帽子を編むとか、臺灣バナマと云ひますが、其他敷物の如き物、さういふ物を拵へて居るやうである、さうして其作業の種類も都合三十類に別れて、更に又八十三種といふ多數に區別されて居るといふことであります、中には緻密なる彫刻などを施す者もある、臺南監獄に於ける花鳥彫とか稱する彫刻物の

如きは極めて精巧を極めて居る物である、さうして在監中に是等の職業を修得したる者は出監後に於ても亦それを以て生計を立つて居る者が多いといふことを聞いて居ります。

それから次には此監獄内の教誨のことでありますが、是は先刻も申しました通り深く見聞しなかつたのでありますが、勿論各監獄共に教誨師といふものはあるし、其教誨師の一番上席に居る者は内地人でありますが、其下に居る教誨師なる者は何れも皆臺灣に於ける臺灣人中の名望家などを傭聘して居る、又臺灣に於て國語學校を卒業したものとか、さういふ者を傭入れまして教育の事等を司らせて居るといふことでありますが、つい其教誨所教育所等は曩に申します通り見ませぬでしたから是に就て深く御話するといふことの出來ないのは甚だ遺憾とする所でございます。

それから在監人の食料に就きましては、是は在監人の大多數が臺灣人であるからして、矢張り臺灣人の常食とする所の芋を多く使つて居る、何所の監獄に行つて見ましても甘藷が澤山あつて、僅に其一部分が米であるといふやうな狀況であるのであります。

其他それ等の設備、卽ち食物を調理する場所であるとか、浴場といふやうなものに就ては殆ど内地に於けると大差はないのでありますから、是等に就ては特に御話することはないのであります。

それで監獄の狀況に就きましては大要以上に止めまして、次に私が臺灣に於ける笞刑の執行を目擊致しましたから一應御話しやうと思ひます、御承知の通り臺灣には笞刑といふものがあるのであります、朝鮮及關東州にも同樣笞刑といふものがありまするが、此點に就きましては臺灣が一番最初であ

るかに聞いて居りまする、臺灣には罰金及笞刑處分例といふ三十七年の律令第一號といふものがある、是に依ると三箇月以下の懲役に處すべき臺灣人及支那人の犯罪に就ては其情狀に依つて笞刑に處することが出來る、又主刑又は附加刑の罰金百圓以下の刑に處すべき臺灣人及支那人の犯罪に就ては、臺灣内に一定の住所を有せざる時、無資産なりと認めらるゝ時には笞刑に處することが出來るといふことになつて居るのであります、それから又臺灣刑事令施行規則といふものを見ますると、矢張り罰金科料の受刑者で無資力なること明かなる場合には强制執行を爲さずして直に留置するか、若くは笞刑の處分を爲すことが出來るといふことになつて居るのである、さういふ次第であつて此笞刑といふものが存外臺灣には多いのである、又聞いて見ますと此笞刑といふものが割合に效力のあるものであるといふことを皆云つて居るやうであります、而かも此笞刑は滿十六滿以上六十歳未滿の男子でなければ之を科することが出來ないといふことになつて居るし、又罰金、科料等を笞刑に換へる場合、若くは懲役刑を笞刑に換へるといふやうな場合には一日若くは一圓を笞一つに換へられることになつて居るので、例へば罰金十圓に處せられたる者は笞に換へる場合には笞十に、一箇月處刑の者は三十の笞に換へるといふことになるのであります、其笞刑を執行するに當りましても一時に三十も五十も打つといふ譯ではないのである、是は矢張り規則に依つて笞二十五以下に在りては之を一回に執行し、二十五以上に當る場合には二十五を增す毎に一回を加へる、二十五に滿たざるものと雖も亦同じといふことになつて居る、それであるからして笞五十に處せられたる場合には先づ第一回に二十五打たれ其

翌日更に二十五打たれる、それで笞刑の執行を了るといふことになるのである、笞刑は一日一回で一回二十五を登ることを得ない、二十五までは一回に執行することが出來るといふことになつて居ります、さうして其笞刑といふものは臀に鞭すと云つて受刑者の臀を打つといふことになつて居る、其執行は日出前日沒後は勿論行はないのである、大概各監獄共に午前の朝の內に執行する實況になつて居るやうである、それから又同時に笞刑の執行を受くべき者が數人ありましても一人々々之を引出してさうして執行するので、一人の笞を執行して居る間に於て他の受刑者を傍に置いて之を見せ付けるといふことは勿論ないのであるし、又其笞刑の執行は監獄內に於て秘密に之を行ふのである、監獄官吏の外は典獄の許可を受けたる者を除くの外は其場に立會ふといふことは出來ないことになつて居る、さうして私が見ましたのは丁度臺北で見たのであるが、私が午後參ることになつたので、特に監獄で便宜を計つて私の行く午後になつて執行して呉れたので、其時は丁度初めて第一回の執行を受ける被告人が二人あつて、其二人の執行を見て來たのであります、其笞刑を執行しますには刑盤といふ一つの盤がある、恰も十字架のやうな形をして居る、幅は一尺五寸位ある、高さは七八寸か一尺位であらうと思ふが、其十字架の刑盤の上に受刑者を伏臥させる、さうして左右の手は眞直にし、足も眞直にして刑盤の上に伸させまして、さうして兩腕の關節を結付ける、丁度其刑盤に手を縛へるやうに穴があつて皮が附いて居る、手は兩方に眞直に縛へて仕舞ひ、足は伸した儘縛へて仕舞つて身體を動かすことが出來ないやうにするので、さうして支那人でありますから上服を著て下にはズボンのやうな袴を著け

て居りますからズボンだけを脫がせて臀だけを出させる、さうして執行者が笞を持つて之を打つそれで打つ時分には一つ打つ毎に數を計へることになつて居る、さうして先づ初めの第一回は左の臀を二十五打つのである、それから翌日は右の尻を打つといふので、先づ一回毎に交互に左右の臀を打つといふことになつて居る、受刑者は打たれる毎に聲を立つて泣出すといふやうな狀況である、勿論其執行する前には身體檢査は勿論するのであるし、若し身體に故障があれば醫師の診斷に依りましては猶豫するといふことでありましたが、先づ大概毎日同じ時刻に引出して二十五づゝ打つといふ仕組になつて居る。

其臀を打つ所の笞といふものは丁度長さが是も大概規則で極つて居るのださうでありますが、一尺七八寸位、二尺はなからうと思ひますが、中は竹であるさうであります、さうして握る所の長さが五寸位、全長を二尺としますれば先きの一尺五寸が詰り打つべき所に當るので、竹の厚さは幾分もない精々四分か五分位の竹であつて、それを麻で包んで其上を更に麻絲で卷いてある、それも決して長い絲をぐる〳〵卷くのではなく、一筋づゝ麻絲を卷いて一卷毎に上で結ぶやうになつて居る、絲は丁度二牧絲位の太さの絲で卷いてある約り一番中が竹で、其上を布で卷いて、其上を麻絲で卷くのであります、さうして其布の先が四五寸位垂れて居る、詰り其竹の先が當らぬやうに布が四五寸位出て居る、さうして打つ時には一方には一面に結目があり、一方には結目がないのでありますから、其結目がない方で打つので、勿論握る方も布で卷いてありますが、打つ方は麻絲で一面にからげてあつて、

結目のない方の部分で打つといふことになつて居ります、其打つ人は其監獄に於ける看守が打つのであるが、其人は先づ其受刑者が刑盤の上に俯臥せて居る、其左の方の腰の邊の所に行つて立膝をして左の方の足は屈曲して右の方の足を立てゝ、さうして右手に其笞を持ち、左手は脇下に置いて、さう して幾分前の方に駒み加減になつて打つ、打つ時分には先程云つた通り一つ二つといふ數を讀上げて二十五に至つて止むといふことになつて居ります、臺北の監獄に於きまして典獄の云ふ所に依ると笞刑執行の任に當る看守は三人居るといふことである、又其受刑者にも非常に體軀の肥滿した者もあり、中には痛せた病身のやうな者もある、それであるからして受刑者の體質の强弱の如何に依つて打つべき人を變へるといふことを彼所の典獄が云つて居りましたが、それは畢竟力のある人に打たれるのと、力のない人に打たれるのとは違ふ、又打たれる者も體質の弱い者と强い者とに依つて受ける感覺が違ふのであるから、其强弱に依つて緩急宜きを得る爲に其執行者其者も異にするのであらうと私は考へるのでありますが、それは至極宜いことであらうと思ひます。

先づ大體私の見ました笞刑の執行に就きましては以上の通りであるが、尙ほ此笞刑は監獄に於て行ふのみならず、廳(內地の警察)或は支廳にても卽決をして居りますから、其所では矢張り先程申しました處分令に依りまして罰金科料に處せられた者を笞に換へることが出來るから、それに依つて執行して居るのであらうと思ひますが、何れも皆同樣な方法でやつて居ることは勿論であります。(未完)

統計

○大正八年九月中入出監竝月末在監人員(△ハ減)

區別	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 增	前月比較 減	前年比較
受刑者	五三、六八九	四、一二一	四、七四八	五三、〇六二	五三、六八九		△六二七	六一
刑事被告人	三、六四一	三、六八五	三、五七三	三、七五三	三、六四一		△一一二	△五、一一六
勞役場留置者	二三二	二八〇	二七八	二三四	二三二		△二	△一三二
乳兒	二四	九	七	二六	二四		△二	九
總計 男	五五、四四七	七、六八三	八、一六五	五四、九六五	五五、四四七		△四八二	△五、〇〇八
總計 女	二、一三九	四一二	四四一	二、一一〇	二、一三九		△二九	一八八
總計 計	五七、五八六	八、〇九五	八、六〇六	五七、〇七五	五七、五八六		△五一一	△五、一九六

備考　內朝鮮人受刑者男一二二人刑事被告人男一〇人、外國人受刑者男四〇人女一人、刑事被告人男四人アリ、

○大正八年九月末在監者人員表

監獄別		受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒	合計
小管	男	一、二六一				
	女					
	計	一、二六一				一、二六一

	東京	豐多摩	橫濱	浦和	千葉	宇都宮	甲府	名古屋	安濃津	岐阜	金澤	福島	宮城	盛岡	青森
	一五七	一〇四二	一、四四四	九七一	八一〇	六五七	一、一九〇	二、四四九	八一六	八九二	九九	七九	九一	一、四六	三五一
	一八四	一〇四一	一、三五九	一、〇四一	九一六	八〇四	一、一三二	九一八	九五六	九九	一、一一九	一、〇四一	一、〇四一	一、〇四一	三七一
	三七一	二、三五九	一、四四四	九七一	八一〇	六五七	一、一九〇	二、四四九	八一六	八九二	九九	七九	九一	一、四六	三五一
	五九一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	三〇	一	三	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
	六二	一	一六	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
	三一	一	六	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	七八二	一、〇四二	一、六八五	一、〇〇三	八三四	九五二	一、〇六一	一、二九六	九五二	七九二	一、〇四二	九四七）	一、〇四二	一、〇四二	一、〇四二
	二三五	一	六五	二	四一	二	三一	四四	一八	五	七	一	七	七	七
	一、七二六	二、三一九	六五	一、七二六	九五四	八一四	一、六二一	二、六七一	六六	一、七二六	二、六七一	六六	二、六七一	二、六七一	二、六七一
	一、〇〇五	一	二	一、〇〇五	八三四	八一四	九五二	二、六七一	六六	一、七二六	二、六七一	六六	二、六七一	二、六七一	二、六七一
	八三四	一	二	八三四	八三四	八一四	九五二	二、六七一	六六	一、七二六	二、六七一	六六	二、六七一	二、六七一	二、六七一
	九五二	一	二	九五二	九五二	八一四	九五二	二、六七一	六六	一、七二六	二、六七一	六六	二、六七一	二、六七一	二、六七一
	八一四	一	二	八一四	八一四	八一四	八一四	二、六七一	六六	一、七二六	二、六七一	六六	二、六七一	二、六七一	二、六七一
	一、〇〇五	一	二	一、〇〇五	八三四	八一四	九五二

鹿兒島	沖繩	函館	札幌	旭川	十勝	網走	總計
八九	三六	八七	三六	四	三	一	八八九
四四五	四	四六七	四	三	一	一	四四五
七四四	二	六四	二四	一	一	一	七四四
一、七五	九五	一、三四	八六	二	一	一、六九	一、七五
二四六	一	二六一	三一	一	一	二八五	二四六
一、〇三五	一三	一、〇四五	三一	一	一	一、〇四四	一、〇三五
六〇四	五	六〇九	二	一	一	六一七	六〇四
一、九四五	五四、〇六二	一、九四四	三、六〇九	一四	三、七四五	三三	二 一三四	二、一一〇	五七、〇四五

○大正八年九月末日現在受刑者刑名表

（△ハ減）

刑名	刑期	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増	減	前月比較	前年比較
懲役	無期	六〇五	二八	六三三	六三三	五七六	〇		〇	五七
	十五年以上	一、二八四	四五	一、三二九	一、三二三	一、一三一	六		六	一九八
	十五年未滿	一、七二三	四八	一、七七一	一、七五一	一、五九三	二〇		二〇	一七八
	十年以下	九、四三六	二八三	九、七一九	九、七〇〇	九、四三一	一九		一九	二八八
	五年以下	八、〇二四	二八〇	八、三〇四	八、三一四	七、九五九	一〇		一〇	三四五
	三年以下	六、七七七	三一九	七、〇九六	七、一五九	七、〇三九	△六三		△六三	五七
	二年以下	一〇、二一五	三八九	一〇、六〇四	一〇、六五五	一〇、〇九五	△五一		△五一	五〇九
	一年以下	八、五八八	二八〇	八、八六八	八、九九四	九、六二四	△一二六		△一二六	七五六
刑	六月以下	三、五〇〇	一九〇	三、六九〇	四、〇三三	四、二五九	△三四三		△三四三	五六九

統計

（二三）

三月以下	無期	十五年以上	十五年未滿	十年以下	五年以下	三年以下	二年以下	一年以下	六月以下	三月以下	計	拘留刑	合計	初犯	累犯	計	十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	計
八五七											八五七	五二	八五九	一、一一七	二二、〇一〇	二八、九九九	五一、〇〇九	一、七二九	二、六七二	四六、七一六	五一、一一七
四九											四九	三三	五二	一、九四五	一、二七二	六三九	一、九一一	一一九	一二七	一、六九九	一、九四五
九〇六											九〇六	五一六	九五七	五三、〇六二	二三、二八二	二九、六三八	五二、九二〇	一、八四八	二、七九九	四八、四一五	五三、〇六二
九六六											九六六	五四	一〇七	五三、六八九	二三、七一八	二九、八一〇	五三、五二八	一、八四〇	二、八二二	四九、〇二七	五三、六八九
九九四											九九四	一六六	△一六六	五三、〇〇一	二二、六九六	三〇、〇〇五	五二、七〇一	二、〇〇九	二、六七六	四八、三一六	五三、〇〇一
△六〇											△六〇	△八	△六二	△四	△四	△一	△一		△一	△一	△一
△八八											△八八	△二	△二一	六一	五八六	三六七	二一九	一六一	一二三	九九	六一
二一九											二一九	八一	二七	六一	三六七	一七二	二一九	八	三	六一二	六二七

○大正八年九月末日現在在監受刑者罪名表

（△、減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
刑法 竊盜	二七、三八八	八七六	二八、二六四	二八、三七一	二八、三四五	△一〇七	八一
強盜	二、二八四	一六	二、三〇〇	二、三〇八	二、三八〇	△八	八〇
賭博及ヒ富籤	二、六八九	五三	二、七四二	二、九七五	三、〇一三	△二三三	△二七一
詐欺及ヒ恐喝	五、六二六	一一八	五、七四四	五、八三五	六、〇七一	△九一	△三二七
横領	二、四〇九	三八	二、四四七	二、四六七	二、六六六	△二〇	△二一九
贓物ニ關スル	七三〇	四七	七七七	八一八	九八七	△一	二一〇
毀棄及ヒ隱匿	四六	一	四六	四七	四六	△一	〇
通貨僞造	一三五	五	一四〇	一四一	一七九	△一	△三九
文書、有價證券僞造	一、一〇五	一五	一、一二〇	一、一三七	一、二七六	△一七	△一五六
印章僞造	四九	一	四九	五一	三四	△二	一五
僞證及ヒ誣告	六七	三	七〇	七三	九一	△三	△二一
瀆職	五九	一	五九	六四	七〇	△五	△一一
瀆姦及ヒ重婚	四四二	一八	四六〇	四四五	四四八		一二
傷害	一、九六〇	二五	一、九八五	一、九五七	一、七三七	△二八	二四八
殺人	二、三八四	二〇四	二、五八八	二、五八六	二、四五八	△一八四	一三〇
嬰兒殺	三七	一三	一五〇	一六一	一八四	△一六	△一一
遺棄及ヒ監禁	二一	一	二二	二八	一二三	△六	△六
賭	二七	六六	九三	七九	一二三	△一四	△三〇

公務執行妨害	六四	一	六四	七七	五八	△一三	六
逃走、囚人藏匿及證據湮滅	四五	一	四五	四七	四三	△二	二
放火	一、二二七	五	一、三六六	一、三七一	一、〇六	△一〇八	一、二六五
住居ヲ侵ス	一八七	二七三	一、四一〇	一、四八六	一、四四一	一四	五九
竊取及ヒ誘拐	九九	二	一〇一	一〇九	一一〇	△二	二一
其他	二三三	一七	二五〇	一一六	一〇八	△四	八
計	五〇、六七九	一、九一一	五二、五九〇	五三、一七三	五二、三七三	△一五	三四
陸海軍刑法	六二	一	六二	三七	四〇	△三	二二
森林法	一一〇	一	一一〇	一二六	一四九	△一六	三九
徵兵令	一八	一	一八	一八	一三	△五	五
郵便電信法	二六	一	二六	二八	三八	△一〇	二
其他	一七〇	一	一七一	一八九	二二四	△一八	一二
特別法 計	二〇二	二	二〇四	二一三	二六二	△五三	五三
警察犯處罰令	四五	二九	七四	九六	一三六	△二〇	六二
違警罪即決例	七	四	一一	二〇	二八	△九	一七
警察官吏服務紀律	三八	三四	七二	九二	六二八	△二〇	一五六
總計	五一、一一七	一、九一五	五三、〇六二	五三、六八九	五三、〇〇一	△一四二	六二七

譚叢

○時事だより

▲作業收益　監獄費は物價騰貴に迫はれて非常な膨張を來たしたこと、之は餘義ない次第であるが、當局の語る所によれば今は前々年度に比して約二百萬圓の增加を示してゐるとか、左もあるべき筈併乍ら之に伴ふて作業收入も亦大に增加してゐることを思へば、聊か慰むるに足るものがある、既に昨年度に於て二百七十萬圓を收め、之で百萬圓餘の增收を得てゐるのであつて、此勢ひより推せば本年の如きも無論其位の增收は疑いなからう、さすれば差引從來の收支率に比し、寧ろ順調の發達を遂げつゝありと云ふべきでないか、卽ち物價騰貴の餘波を受けて、監獄作業は茲に從前の消極的經營より擡頭し來りて、生産的發展の好機を與へられたものゝ如く觀られるのである、何しろ今迄が洵に慘めな有樣で殆んど外囘請負人よりは踏み付けにされた有樣であつたので當局も之を慨すること久しく、其發展の好機を捉へんことは日頃熱望して止まぬ所であつたが、今や時機到來大に宿望を達すべき氣運に遭遇した譯である、今後續々として少くも在監人費を償ひ得る監獄が出現することは豫定の事實と見るも差支あるまい、此點に於て監獄は勿論在監人も覺め來りたる一事は實に顯著なるものである。

▲人權蹂躙　今や法曹界の重大問題たらんとするのは、京都府の瀆職事件のそれである、其內容は予輩未だ之を詳かにせないが、新聞の傳ふる處によれば、之を糾問するに當り色々の脅威を以て臨み、或は怒號若くは侮辱の言を弄する等、其肉體上と精神上に於ける人格的權利を蹂躙したこと甚しきを爲すもの〻如く見へる、苟くも公正と識見とを以て時代を指導し非違を警むべき要職にある高官にして、斯かる變的なる時代後れの事を敢てすべく餘りに賢明なるべきを信ずる予輩に於ては、之を信ぜんとするも能はざる所である、而かも三都の一なる而かも高貴なる人々に係る事件のこと、如何に考ふるも事實の相違あるべきを思はざるを得ないのであるけれども、火の無き所煙は出でないとは、今日此事件に對する世評の一致する所のやうである、何しても苦々敷限りの事と云はねばならぬが、之に就て予輩の學ぶべきは人權蹂躙も人格上より論斷さるゝやうになりては、人間を取扱ふ役目のある者は餘程人格的に醒めねばならぬことである、人格の意義を悟り其尊嚴を覺知するに至られば、如何に識見あり職權ある人でも思はざる不覺を取らぬとも限らぬ。

▲遣外豫算　是又た時代の必要に應ずる爲めに外ならぬであらうが、新聞の報ずる所によれば海外派遣費約六萬圓を、豫算に計上せられたりとある、何たる好福音であらう是等は國民生活の安固を保障すべき司法官の頭を開發する唯一の方法で、此外には何物の良藥もないのである、頭の開發、之は改造の第一義である、總ての改善も此に出發せなければ、此の效果も收められない、然るに此に手を下さずして法の改善だの人權の擁護だの、如何に焦つて見た所で、何の效果もあるものでない、實に司法機關の發達遲歩を期せんとせば、先づ人物を養成せねばなるまい、人物の養成ほど廣く世界に智識を求めしむる爲めに、思切つてドシ〳〵海外に派遣せらるゝことであらう、左なきだに口善惡なき京童は云ふのである、官僚式の尤も濃厚なるは法官であつて、殊に固陋と傲慢は彼等の特質だと、予輩は其當否を知らないけれども、兎に角公衆の利害休戚に關する重要なる役目ある者は、今樣の大岡式を以て大に修養鍛練を積むの心掛が必要であるべく、謙虛民衆に下り其權利を尊重し其福祉を擁護する覺悟は、今後一層に加はり來ること必定である、之と同時に監獄側の遣外も決して彼是必要の度を異にするとも覺へない、昔は法官の司法者であつたけれども、今は監獄官の司法者でもあるから、豈夫か繼子扱ひの沙汰などありやう筈もないのである、殊に今後の社會は法の適用側よりも寧ろ執行側の事務に力瘤を入れねばならぬ時代が迫りつゝあるは、當局としても萬更見落す所であるまい、從つて司法當局は今より之に向つて對應活躍の準備こそ必要であるのだから、其局の人々も既に此には着目しつゝあると予輩の信じて疑はぬ所である。

（甲突生）

寄書

○監獄衞生雜感（承第三十二卷第九號）

金澤　石崎貧藥生

◎試食會の盛況

米價昂騰に苦しむものは獨り普通の家庭のみではない監獄も困れば養老院も困り大會社大工場始め學校の寄宿舍に至る迄苟くも三度の飯を支給する箇所では全く代用食品の研究が盛んで此等の公共團體では何れも專門に之が研究に從事して居る然るに一度び馬鈴薯米の宣傳が始まつて以來前記各團體では何れも馬鈴薯米の試食會を開き頗る盛んな狀況である東京に於ける最初の試食會は岡警視總監邸に於ける警察關係者百數十人の會合であつた之に次では東京監獄に於ける府下各典獄並に司獄官多數の試食會であつた谷田監獄局長が米價暴

膽の結果豫算の切廻しに窮する各典獄を招いて此の天來の福音を傳へし時各典獄は蘊生の思ひをなしたのである次に山本農相官邸にも試食會が開かれたことがある爾來各監獄では盛んに馬鈴薯混合の御飯を炊いて之が爲めに會計の安定を維持して居るのである代用食は馬鈴薯のみでない大豆、甘藷等比較的米より安價で養分に富み消化を害せず吸收の佳良な物がよいと思ふ尙ほ一層進んで主食を米と限らず野菜類でも何でも營養に足るものを用ひ飯を少量に攝取する方法も近來研究せらるゝに至つたから試食會も更に改良の必要があると思ふ

◎蠅、蚤、蚊の驅除に關する一二の實驗

(一)百倍石油乳劑は蠅蚤の驅除に信賴すべき效果なく便所塵埃等に撒布する効力は須臾にして消滅すれば實際上の價値は甚だ疑はしきものなり

(二)二十倍石油乳劑に浸漬せしきんばへの蛆は三時間半に亙るも死せず又た人蚤は二分間に及ぶも悉く蘇生す

十倍石油乳劑にして尙ほしまばへの蛆を二時間以內に殺す力なし

(三)クレオソート油、乳劑竹內氏石油乳劑、石油乳劑クレシン、アイゼル等に比し其殺蟲力著大にして百倍の稀釋液にして若き蛆は三十分より二時間以內に又犬蚤の多數を五分間にして殺す二十倍クレオソート油乳劑は蠅の成蟲を五分間にして殺すに反し石油乳劑は十倍にして尙十數分間を要す

(クレオソート油乳劑はクレオソート油石鹼末各等分量を振盪混和し乳劑となし後溫湯を徐々に適宜所要の量に加へしものにして該クレオソート油のタール酸の含量一二%なり)

(四)クレオソート油乳劑は木材類に撒布せば內部に浸透して石油の如く揮發性のものにあらざれば效力の耐久性に富む又廉價にして一磅約八錢內外なり其不利なる點を强て擧ぐれば臭氣の强きと色の汚穢黑色なるとにあり

(五)クレソール石鹼液も殺蟲力に富みクレオソート油と殆んど同一成績にあるも廉價ならざると效力の耐久性に乏しきを以て之に劣る

(六)蠅の蛆は攝氏六十度の溫湯にて一分以內に悉く死す

七)孑孑發生豫防の爲防火用水桶に飼養すべき魚類として鮒は廉價にして實際的のものなり

瓦斯に依る殺蚤　酸化炭素瓦斯炭酸瓦斯ノホト氏船瓦斯等の殺蚤瓦斯あるも硫化水素瓦斯に及ばぬ獨り硫化水素瓦斯は僅かに三秒時にして確實に蚤を斃す瓦斯は液體藥劑の到達し能はざる箇所と雖も其交流し得べき間隙の存するあらば狹小の場所たりとも能く進入し得べきを以てなり

◎外國米の養價に就きて

金澤醫學專門學校化學敎室に於て特に蘭貢米に就きて調査せられたるものを見るに蘭貢白米の組織は左の如し

水分	一五、四五%	固形分	八四、五五%
蛋白質	六、九三%	含水炭素(澱粉)	七四、八五%
木纖纖素	〇、二七三%	灰分	〇、三〇四%

利用試驗を行はれたるに內地產米の夫れに比し幾分佳良なる成績を得られたり

次に蘭貢米に就きて得たる有機性養素の不吸收率を揭ぐ

固形分	蛋白質	脂肪	含水炭素
五、五八%	一七、二一%	一八、九八%	〇、四四%

蘭貢白米は其味に於て內地白米に劣り從て食用當時嫌惡の感を起さしめたるも面も之に馴るれば殆んど何等の支障なくして攝取することを得、當に體質の消耗を來たさゞるのみならず却て窒素の沈着を來し且つ體重を增加せり卽ち外國米の養價は少くとも本試驗の結果に看れば內地產米の夫れと何等擇ぶ所なし

尙は內外產米の粘滑度の相違を闡明せんが爲め數種の內外白米を用ひて調製したる糊に就きて其粘度を測定したるに事實は豫想に反し外米糊の粘度は內地米の夫れに比し稍大なるを見たり是れ恐らくは眞の意義に於ける粘度の大なるに非すして此糊の凝固性の大なるに基くものなるべし且つ內外白米を用ゐて造りたる糊の比電導度に就きては特記するに足るべき差違を見出し能はざりしと云ふ

◎少年犯罪增加

少年犯罪者は近時著しく增加の傾向あり各國共に之が取締に就き苦心しつゝあるが我國に於ける少年犯罪者に關し最近司法省の統計に依れば十八歲未滿の在監者千九百〇七人にして前年に比し格別の增加なく內男千七百九十人女百十七人なるが拘留刑以外の重刑は悉く男子なり而して注意すべきは十八歲以上二十歲未滿の靑年犯罪者の頗る增加し來りたる事にして最近の在監者は二千九百一名に上り前年に比し百三十五名の增加を示し內男二千七百六十六人女百三十五人なるが拘留刑以外の重刑者は是又悉く男子なり尙此數以外に起訴猶豫として檢事不起訴となるもの頗る多數に上れりと云ふ

◎少年犯罪原因

我國に於ける不良少年少女犯罪者の數逐年增加しつゝあり當局にては目下其原因取締等に就き攻究調查中なるが之を英國の少年犯罪の原因に就きて見るに同國に於ても亦少年犯罪は逐年增加しつゝあり殊に戰爭の少年犯罪に及ぼせる影響は注目すべきものあり之が原因としては

(一)戰時戰後の父兄の入隊死亡(二)女子勞働勃興の爲め少年少女に對する監督の不充分(三)學校敎師の不足(四)少年勞働の增加(五)戰時夜間電燈の不足(六)活動寫眞演劇等の影響(七)公園庭園地の番人不足(八)醜業婦の增加(九)勞働賃金の增加(十)戰爭に依る家庭生活の破綻等

數へられつゝあるが日本に於ける少年犯罪の原因は英國に於ける如く直接戰爭に原因する犯罪はなきも

(一)家庭の惡感化(二)活動寫眞演劇等の影響(三)少年勞働の增加(四)勞働賃金の增加(五)成金等の惡感化等

にして其中殊に重要なる地位を占むるものは家庭の惡感化に起因するものなりと云ふ

◎少年裁判法案

少年裁判法案は司法省に於て旣に起草成案となりたりと少年裁判法施行に伴ふ少年裁判所竝に犯罪少年少女の收容所を東京、大阪、廣島、仙臺、名古屋、函館、長崎の七大控訴院所在地へ設置する計畫にて戰後經營の第一事業として今後議會に提出する事に決定せる由尙今回の少年裁判所法案の骨子は犯罪少年少女竝に犯罪者たらんとする傾向ある者をも收容し刑罰を加へず司法的に敎養するに在り殊に犯罪性を帶ぶる少年少女は之を善導すれば秀才となるべき實例尠からざる由にて之が矯正に關しては文部省とも協議の上少年取扱ひに關する專門家をして其局に當らしむべしと

◎浴湯の分析

邦人は平氣で混浴に入り殊に夜間溷濁せる不潔なる浴湯に入りて更に不快を訴へず疲勞を癒し淸潔を得んとするもの古來の習慣にして今更の事に非ずと雖も最近大阪府衞生課に於て夜分十二時の湯を汲取り來り普通人の排泄せる小便との比較分析を試みたるに左の成績を得たりと

	浴湯	尿
色	汚穢白濁	靑黃色
クロール	五八、〇	一、一
硫酸	一〇、九	〇、一三
燐酸	一八、七	〇、三
アンモニア	八、九	〇、〇四四
有機物	九、一	—
浮遊物	二五〇、〇	四、〇

卽ち浴湯は小便よりも遙かに汚れ居れり之れ同湯屋の營業時間午前六時より午後十二時迄十八時間として一時間百二十五人を抱擁すべき割合も普通一時間六十三人位と見て可なりと云ふ湯の汚染程度も大に研究すべく從て歐米に多少流行すると云ふ撒水浴は其設備の如何によりては混浴に勝る進歩的のものなるべし監獄に於ける浴湯も普通混浴にして浴湯は構造可にして清潔なりと雖も浴湯の汚染程度に注意することは必要なるべし

◎化學的の新醬油

監獄に使用する醬油は多く劣等品にして且つ醬油の本性を具備せざるやの感あり醬油は菜品調理上唯一の必要品にして之により調味の善惡を異にもす故に可成安價にして醬油本來の性質を具有するのを使用せざるべからず然るに市價暴騰の爲めに容易に得ること能はず茲に化學的新醬油の發見あるに至る之を見るに正味九升入一樽約五圓にして在來の一等品に劣ることなしと監獄に一等品の要なしと雖も三等品以下にして一層廉價に之を使用することを得ば其醸造法の頃を除き短期間に製造することを得て至便云ふ可らず目下東京府下池袋に工場を設け富士藥品工業株式會社食品部の一事業とし特許改良醬油なる名稱の下に發賣すと云ふ

○司獄家の智識（四）

秋田　渡邊圓流

十三、犯罪人の犯罪觀念

二年以前、オーバーン監獄に於ける在監者の或る者と箇樣な（前記事十、十一の項を指す）事柄に就て議論をしてゐる間になに、オスボーンさん、貴方は、吾々と世間並の人間仲間との差別を知つてゐらつしやる、それは「吾々は捕へられてゐる」といふことである

註曰、吾人はこの「捕へられてゐるだけである」といふ在監者の告白を聞く時に、幷は何たる無自覺な言葉であらふと識者は必ず咎むるであらふ、されど行刑の對象物となつてゐる犯罪者の多くの頭の中には、事實斯かる心理が常に動いてゐるのである、之を究めずして刑罰を科せんとする畢竟不徹底に終らざるを得ぬ、今日行刑の重大なる一使命は、此誤解せる彼等の犯罪觀念を打破して、眞の自覺ある良心を喚起せしめなければならぬ、唯單に處遇上の形式にのみ沒頭すべきに非ず、彼等の心靈にまで敬虔なる信念を注がなければならぬ、されば司獄家は今一段の熱情ある靈動を要すとせんや

十四、犯罪人といふ名稱は不合理

犯罪を犯した人を犯罪人として統一的に語ることを屢々便宜としてゐるけれども、「犯罪人」といふ左樣のもの柄も「犯罪階級」といふ左樣な團體もないといふことは眞理である。その最善に於てしても概括することに於ては危險存せり

尙「醫師」又は「法律家」といふことに於ては左程不合理なることはない、何となれば左程の自稱に於て、一の典型を生せしむるに確かなる教練と確かなる職分といふ意味が含まれてゐるから「醫師」又は「法律家」といふ概括的名稱を用ふることに不合理なるところはない

十五、犯罪人とは約束上の符號なり

異りた犯罪の全ての種類を犯したる人々を勝手に一團に表に上げ、而して彼等を統合せんと取りかゝるといふことは、人々の或る過然の分類卽ち立法者とか、芝居常客者といふ人の習慣なり、性格を統合するが如く馬鹿らしきものである、又は青い眼玉の人の心理的特性に結論を引き出さんとするが如き、又は茶

罪者であつて、その素質は全ての人が有つてゐる、而してその眠つてゐる犯罪者が他の何等かの強い響に驚かされる時眼を覺まし、之によつて法律上の罪人となる、吾々は幸にしてまた強い響に接しない故に犯罪者とならないのみである」

* * * * *

司獄家の精神の根柢は此處に樹てられねばならぬ、然らざれば司獄家と犯罪者との間には常に高い障壁を遺こすであらふ

○戒護力の能率增進に就いて

豐多摩　勝岡廓善

(一)能率增進の意義

一般的說明を主とする本文の內容より云へば、題號を單に、能率增進に就いてとした方が適題であるかも知れぬが、筆者の此文を草する目的が、戒護力の能率增進に存する故に、特に恁う云ふ題號を撰んだ譯であつて、此點は讀者の諒恕を得て置き度いと思ふのである。

能率增進などゝ文字を書くと、又かと、澁面を作り度くなつて居る今日此頃、或は書かない方が增しかも知れぬ。又監獄界に於ては、既に熱心に研究が遂げられつゝある問題であつて、今更喋々する必要はないかも知れぬ。又一面進轉の烈しい時代に於ては少々古びた感が起らぬでもない。しかし日本に於ては、まだ〳〵科學的の實際的研究は進んで行かなければならぬのであつて、大にその餘地を存して居ると思ふのである。それはさてをき、甚しきに至つては、能率增進の意義を誤解して居る人がある。さうして此語を得意然と振り廻して居る人も、往々にして見付かるのである。從つて能率增進法の實施は、一種の革命的性質を帶びた事業であつて、之れを斷行するに甚大の困難の存することは、自覺して居らないのである。

色の靴を穿いてゐる人の特性の結論を引き出さんとするが如きことは馬鹿氣たる事柄である、「犯罪人」と彼は常に書かれてあることは恰も赤道の眞の存在の如く確かなるものと思はれてゐる、赤道といふものは確かなる地理的事實を論ずる爲に便宜上假りに作つた言葉である、然し北半球から南半球へ橫切るといふを聞く少年には驚きであるが、赤道それ自體は存在せぬものである、それは單に定義である、きめである

若し私が此議論にまで馬鹿氣たる詩句ではあるが、眞面目なる一句を紹介することを許すならば、一層明瞭にするところあるべし

北極と赤道
熱帶、溫帶且つ子午線の
使用とは何であるか？
斯く鐘を撞つ者が叫ぶだらふ
その時船員は答へん

「それ等は單に約束上の符號である」と

犯罪人といふ言葉は犯罪に就て有罪たり、又は犯してある人間に對する約束上の符號である然し吾人は吾人の頭に原像を作る爲に單に便利の爲に作つた言葉であるといふことを許容してある、そして其原像にまで吾人の刑罰の組織の實際的產物を鎔かし込むのである、卽ち性惡の、不逞の、抑も惡い人間に監獄の威力が發展して行くのである

註曰、吾人は以上十五項に於て「犯罪」及「犯罪人」に關する所論の大體を瞥見して吾人の感想を附記して讀者に見へぬ、今や此の論の終りに吾人平素行刑裡に戰々兢々犯罪者と接する上に於ける自己の修養とせる有益なる一節を記して之が註に代へんと欲す

* * * * *

「全ての人間の頭腦には犯罪が宿つてゐる、換言せば、吾人々間の全ては眠れる犯

故に監獄の通用語を借りて假りに能率增進の意義を說明して見るならば、「作業を奬勵して勉勵的態度に於て科程以上に成績を擧げしむることである」と恁う云ふ風に考へるのである。之れは作業に一定の標準あるも、この標準以上に成績を擧げさせやうとするのであつて、卽ち出來る丈けの力を使用して、出來る丈けの仕事をさせやうと云ふので、隨分無理を强いなければならぬ。能率增進卽ちエフイシエンシー(efficiency)なる意義は、決してさう云ふものではない。普通の力を使用して必然的に作業の成績を擧げしむるので、必然的である以上は、決して無理を强いて力を浪費させるやうなことはしないのである。

エフイシエンシーは、力を盡して多くの完全なる仕事をさせやうとはせず、普通の力を使用して力を盡す場合よりも、より一層に多くの完全なる仕事をさせやうと企圖するのである。力の使用を如何にするかの研究が大切なのである。これから研究をしてかゝらねばならぬのであつて、從來の方法その儘で、時間を延長し、一層の勉勵的態度を以て、作業をさせやうとすることは、エフイシエンシーの意義に觸れて居らないものと云はねばならぬ。從つて從來の方法に、大々的改革を加へ、科學的の立場から根本的研究をしなければならぬのみならず、大々的改革を實行する以上は革命的の態度に出で、反對を退け、危險を侵し、不安に襲はれず、不平を意に介せず、十分の準備と熟慮と決心と勇氣を振つて取り掛らねばならんのである。

(二)能率增進と疲勞との關係

之れを實施するには、先づ設備と作業者のこの兩方面の研究を要する。設備の方面に就きては、各の場合に於て、實際的研究を進めて改良を加へるのみで、一般的法則はあり得ないから、說明するまでもないことである。故に、今は作業者の方面に就きて述べて見度いと思ふ。米國に於ける能

率增進の實際的研究家として有名なるテーラー氏が、鐵塊運搬の研究の際、監督者をして勞働者を指揮せしむるに「持ち上げて歩け」「腰を下して休め」と云はしめた語がある。之れに一顧を與へて見れば、前者は積極的動作であつて、後者は消極的動作であると云ふことが出來る。より以上に作業の成績を擧げさへすればよいとの考へを以てすれば、直ちに積極的動作のみとらしめなければ、成績は擧がらないと考へて、消極的動作をとらしむることは、時間の經濟上不利益であつて、作業成績を低減せしむるものであると考へるのであらう。然るにテーラー氏が「腰を下して休め」を連發して、敢へて消極的動作をとらしめたことは、何故であらうか、之れ卽ち消極的動作によりて、疲勞の回復をなし、積極的動作の上に能率の增進をはかつたのである。テーラー氏研究の結果は、一日平均二十七噸の鐵塊を運搬して居たものが、一日平均四十七噸を運搬し、尙過勞の感を起さなかつた。勞働者は此成績を擧げて、六割餘の增給を得るに至つたのである。之れに由つて考ふる時、疲勞の狀態に於ける積極的動作と、疲勞の狀態にあらざる積極的動作(疲勞回復の狀態を含む)を比較して、能率の上に大なる相違のあることを發見するのである。故に能率に關する研究中疲勞の本質的研究は、看過すべからざるものなることを知るのである。此の理由に於て、先づ疲勞に關する研究の概要を、紹介して見たいと思ふ。

(三)疲勞の研究　其一

抑疲勞に關する研究は、僅か三十餘年前から盛んになつたのであつて、彼の露國の心理學者シコルスキー氏が、一八七九年に精神的疲勞の心理的研究なる書を、公にしてからである。それ以來、此の方面に關する研究が盛んに行はれ、著述も多數に出たのである。然しながら、學者が滿足する程の研究は、未だ出來て居らんのであつて、未知の問題は、大に殘されてあると云つてよいのであ

る。さて、疲勞は之れを身體的疲勞と、精神的疲勞との二方面から、見ることが出來る。この二方面の疲勞は、如何なる作業に從來しても、起つて來る徵候である。何故作業に從事すれば、疲勞の徵候を起して來るのであらうか、之れに關し獨逸のランケ氏の研究によれば、作業に從事する結果として、筋肉中に一種の疲勞物質なるものを分泌する、之れはトキシニーと稱する有毒物質であつて、之れがために疲勞の徵候を呈するのである。此のトキシニーの成分は、酸化したる乳の中にあるものと同じ乳酸の多量と、燐酸加里酸とで出來て居る。疲勞の場合に於て、此の毒物を攝取してまだ疲勞をしない筋肉中に注射する時は、作業に從事せざるに拘らず、直ちに疲勞現象を呈して來る。さうして此の者の作業力は、減殺されて仕舞ふのである。此の試驗は、ランケ氏のみならず、伊太利のモッソー氏も、同一試驗をやつてランケ氏以上に成功して、立派な證明を與へて居るのである。尙疲勞物質に關する試驗は、疲勞物質の存在する時、之れを稀薄なる食鹽溶液で洗ひ取つて仕舞ふと、筋肉は疲勞を回復して、再び作業能力を生じ活潑となる。此の理によりて、足のダルイ時、鹽水を吹きかけると、暫時快感を覺える。又筆記等のため、腕が疲勞を感じた時、之れを摩擦すると、筋肉は暫く作業力を回復することが出來る。之れは皆疲勞物質の除去作用を營むからである。休憩した場合も同樣であつて、疲勞物質の除去作用が、淋巴及び動脈血によつて、行はれるためであつて、斯くの如く、除去作用が、他の物質によつて行はれるか、又は、皮膚及び腎臟によつて、體外に排泄せられなければ、循環作用による除去作用は、同時に、漸次全身に行きわたつて、中毒を起して來るのである。しかし、ヴイヤルト氏の研究の如く、身體内には、疲勞物質に反對の作用をする、アンテイトキシンなるものを生じて、暫く疲勞に抵抗する一種の發生物もあるのである。けれども、全部の疲勞を取り除く效力は有しないから、從つて之れを充分に補ふて行く方法を、せねばならんのである。今迄述べた方面は、疲勞の生理的積極的方面に付いてゞあつて、尙生理的消極的方面があつて、作業に從事する時は、脂肪と筋肉とが、漸次消耗せられて、疲勞を來すのである。それは、身體を構成して居る物質の消耗が、その同化作用よりも、一層盛んに行はれるためである。生理學者フエルオルン氏の實驗によれば、生きた蛙の血液を排除して、動脈血管中に八%の純粹な食鹽溶液を循環させると、疲勞し切つて居る筋肉が、再び被興奮性を回復して來る。それは、疲勞物質の除去をしたのであつて、先きに述べた實驗と同じである。之れを尙ほ繼續して興奮させると、毒物の排除は、依然と行はれて居るに拘らず、終には、被興奮性が無くなつて仕舞ふ、之れは卽ち疲勞物質のない疲勞と云ふことが出來る。今度は、之れを酸素を含んだ食鹽溶液で洗つてやると、再び被興奮性が現はれて來る。

それが暫く經過すると、幾ら右の溶液で洗つてやつても、少しも興奮はしないやうになつて仕舞ふ。之れは、卽ち、生活體を構成して居る物質の消耗から來た疲勞である。そこで、今度は、今迄使用して來た無纖維物質の代りに、精製した牛血を注射してやると、尙數時間被興奮性の保有が出來る。この注射した處の牛血は、酸素物質の外に炭素及びナトリウムを含んで居るものであつて、之等のものは、生活體が作業するのに、必要な物質である。之等の物質の消耗から、疲勞を起して來る、これは、その消極的方面である。

之れまでは、身體的作業によりて起る疲勞の、原因に就きて述べたのである。次は、精神的作業から來る疲勞の原因であるが、之れも、身體的作業による疲勞の場合と、同樣であつて、中樞神經系統に、特に疲勞物質が發生し、一面組織物質の消耗とによりて、起るものである、要するに、疲

勞は、右の如き原因によりて起るも、疲勞物質の除去と、消耗せられたる物質の再造とによりて、回復するものである。之等回復の方法としては營養と、休息と、睡眠とに依らねばならぬ。殊に睡眠が重要なものであることは、今更論ずるまでもないことである。

(四)疲勞の研究　其二

然らば、前述の原因によりて、如何なる徵候を來して來るかと云ふに、身體的作業を長く繼續する場合に於て、例を登山にとつて見れば、先づ、呼吸が深くなつて、度數は增加して來る。脈搏は速になり、體溫は上り、四肢は發汗を始めて、遂に、全身に及ぶやうになつて來る、さうして最後に、作業力は減退して、最初よりは仕事が非常に緩漫になつて、初めの元氣は何處へやら行つて仕舞ふ。歩くのは嫌やになり、休息はし度くなる、思考力も緩漫になり、外界の刺戟に對しても、非常に感覺が鈍くなつて、物も云はなくなつて仕舞ふ。恁う云ふ狀態になつて來ると、作業上から見れば低減して、性質的にも惡くなり、分量的にも少くなるのである。今の此例から考へる時、身體的作業による疲勞から、精神的疲勞の徵候があらはれて、兩面の疲勞順序は恁ふ云ふ風にすべて行くかと云へば、決してさうではないのであつて、一定しては居らぬのである。

又精神的の方面に於ては、實際の疲勞と疲勞の感を區別して見なければならないのであつて、實際の疲勞はして居らないのに、疲勞の感の起つて來る場合がある。又實際の疲勞はして居るのに、疲勞の感の起つて來ない場合もある。又、實際の疲勞の先きに、疲勞の感が起るか、後ちに起つて來るか、同時であるか、實際上大に研究を要するのである。概して心理的方面の研究は、進んで居らぬのである。クレーペリン氏の說に從へば、實際の疲勞は、疲勞の感のない場合にも存在し、又兩者相伴ふて存在するものではないと云つて居る。

又、ソーンダイク氏は、疲勞の感は、實際の能力が疲勞する餘程前に生ずるものであつて、兩者相伴ふて存在するものではないと云つて居るが、何れにした處でまだ〳〵研究の餘地は充分にあるのである。

(五)疲勞の研究　其三

それで之れを何う云ふ方法によつて研究するかと云ふに、疲勞測定法を案出しなければならぬ。從來行はれて來た測定法は、左の如くであるが、一々說明をすれば、長くなるから、只種目丈け紹介して、說明は省略して置き度いと思ふ。

(一)間接法、

A、有機的作用計量法、

B、身體的方法、

1、握力計方法、

2、エルゴーグラフ方法、

3、叩打方法、

4、最小可視距離測定法、

5、視覺殘像時間測定法、

C、精神的物理的方法、

1、觸覺計方法、

2、痛覺計方法、

3、聽覺及嗅覺の刺戟閾測定方法、

4、遊動計方法、

(二)直接法、

A、課題法、

1、書取法、

2、計算法、

3、抹字法、

4、成文法、

5、記憶法、

6、寫字法、

7、讀書法、

8、反應法、

B、連續作業の方法、

1、書取法、

2、計算法、

(六)疲勞研究の實際的應用其一

以上の如き測定法を應用して、疲勞現象を測定し、一つの指數となるべきものを發見し、之れを實際上如何に活用すべきかを、工夫研究しなければならぬ。或る作業に付きて、疲勞の測定をなし指數となるべきものを發見すれば、之れによつて如何なる資格を具備したる者が、此の作業に對し適任者であるかを定めるのである。適所に適材を置くと云ふことは、能率增進法の一要件である。米國のサムソン氏は、動作と作業時間との研究によつて知られた人であるが、サムソン氏は自轉車の小球檢査をする女工は、低い反應力を有したる者が、適任者なることを發見して、反應力の低い女工を採用し、高い女工を解傭して女工の大改革をやつたことがある。

反應力の低い高いと云ふは、反應測定機で測定した結果を云ふのであつて、非常に早い認識力と之れに反應する敏速なる動作力を有し、一物を認識すると同時に、直ちに腦髓に傳へ、腦は直ちに命令を手に傳へるか何うかによつて、區別がつくのである。鋭敏なのが低く、遲鈍なのが高い反應力を有すると云ふのである。ソムソン氏は、女工を改良したのみにて滿足せず、女工をして過度の疲勞をなさしめざるやう、毎日何程の仕事を科すべきか、さうするには、如何なる方法をとるべきか、種々と科學的研究を進めて行つたのである。その結果、勞働時間の十時間半の半分は、有利に使用して居るも、他の半分は、殆んど遊んで居ると同樣な狀態に於て、時間の浪費されつゝあることを知つた。そこで、勞働時間を、八時間半に減じて研究を續けた。然るに、女工は、一時間半自轉車球の檢査を繼續すれば、疲勞の狀態に陷ることに氣付いて來た。それからは、疲勞を來さない前に、少し休憩時間を與へることゝして、一時間二十五分毎に、十分間の休憩を與へ、此の時間中

女工をして、談話散歩自由にまかせて疲勞の回復をはかり、然る後ち就業をせしむる方法をとつた。その結果、以前百二十人を要した仕事を、三十五人で片付けて仕舞ふやうになつた。然かも、速力に於ても、正確の度に於ても、以前に比較し、三分の二の增加を見るに至つたと云ふて居る。

ソムソン氏の研究の結果、得たる利益を列記して見れば大略左の通りとなる。

一、女工は以前に比し八割乃至十割の增給を受くるに至りしこと、

二、勞働時間の短縮と休憩時間調節とにより女工は過勞に陷る虞れなきに至りしこと、

三、各女工は監督者より特別の注意を與へられ仕事に關し困難なることの起りし場合又は失敗をなせし場合に於て直ちに監督者より懇切なる助けを求め或は敎へを受くることの可能なるを信賴し安心して仕事に從事するに至りしこと、

四、女工は二日續きに自分の勝手の好き時休暇を得る餘裕を生じ休暇の日も給料を受くることを得るに至る、

五、生產高は非常に增加せり、

六、敎師時間調再檢查人書記等の特種の役員を新に增員し女工の給料を增加したるも生產費は減じて利潤增加せり、

七、幹部と勞働者との間に友誼的の關係を生じ紛擾等は起らざるに至る、

右の如き結果を見るに至りしは、ソムソン氏が疲勞現象を出發點として、適任者を選定し、作業時間と疲勞の關係を、科學的に研究したることが最も主要なる要件であつたことに、特に注意をして貰い度いのである。(未完)

雜纂

○予は看守諸君と語る(三〇)

典獄　有馬四郎助

我が敬愛する看守諸君

人格とは何ぞや、之に對する解答は聊か時節後れの感なきに非すと雖ども、之を尊重するの風は文化の進むと共に日に倍々加り來るのみ、而して苟くも之を無視するが如き行爲は、皆悉く排撃し人格の前には殆んど何物も輕重を爭ふ能はざる程の一般の勢ひを示せる今日、何故に斯く迄に尊重すべき所以のものあるかを、考究するも亦た強ち無用の業に非ざるべきを信ず。

今や人格の尊嚴は世界文明の中心主題たるに至れり、卽ち世界の凡ての事件は直接間接に、唯だこの人格を傷けず、其の尊嚴を保持せん爲めの、運動に外ならざるの觀あり、現に勞働問題婦人問題の如き又は其他の社會問題の如き、一として人格主義に根基せざるなきにあらずや、要するに人格を無視する國家社會には自由ありと云ふべからず、自由なければ人權なく、人權なければ奴隷に過ぎず、奴隷ある國家社會が文明の美名を僭稱し能はざるは論を俟たざる所也、自由と人權、人權と人格は附き物にして、而して其有無は實に文野を分つて標幟となれる所以のもの、抑〻是れ何の爲めならんかと云ふに、素と之れ宗教的觀念より出でたる西洋思想にして、人は皆神に肖せて造られたる靈物なれば、神の子と呼ばるべき者、此貴格あるの故を以て「チヤンニング」は曰く人たる事は帝王大統領たるよりも貴いと、又た「ガーフイルド」も曰く我は何物たらんよりも人たらんことを欲すと、彼等は實に一人の靈魂は全世界よりも貴いと云へる、宗教上の信念を有するより此思想を產み出せるものにして、而して之を以て今日一般の西洋思想の基調と見るも敢て大過なかるべし。

尤も洋の東西を問はず普通の道德觀念より見るも、人格の尊貴は素より之を正認し且つ高調すべきものなるは勿論とす、卽ち道德の眞意義に立入れば、天の心は誠にして之を行ふは人の道也となり、天の心の行はれる所人にありとせば、天賦の尊嚴愛に加はり從て人の人たる聖美の資質、付加せらるべきは、之れ亦た自明の理と云ふべし、斯の如く道德上より見るも聖美ある一個の人格たるは勿論、更に我が國體よりすれば恐れ多くも吾人には、陛下の赤子たる特得の資格あり、神聖犯すべからざる　陛下の赤子とせば吾人の尊嚴や亦た言ふを俟たざるに非すや、然るに是等の意義を理解するには是非共又た此に理想なくんばあるべからず、若し國民にして理想なく又は乏しき場合には於ては、所謂唯物思想にのみ囚はれて到底人格の尊貴なる所以の如き之を悟り得べくも非す、今や文明の權威は現實の力に存せずして、思想の高きに存す、故に理想を空論の如く見做して之を卑むが如きは、最早時代後れの見と云ふべく、是等は卽ち未だ蠻風を脫せざる老朽者の事に屬す、吾人は決して與みすべからざる也。

人格を無視せる舊時の行刑法が、無意義に陷り失敗に歸したりしは、之を想返すだに今尙ほ腋下汗を生ずべし、然れども仔細に今日の現狀を精察せんか、果して克く人格主義の理想上に立ち遺憾なきを得るや、少くも未だ大に進步發展の餘地あらざるべき乎、蓋し何人も否を云ふ能はざる實況なるを遺憾とせん、之を概說すれば則ち因習の然らしむる所、今日尙ほ未だ除りに在監者を無能力視する弊風は存せざるか、切言すれば何もかも注入的に命令的に干涉的に世話し監督し引率して、以て悉く鑄型に嵌めたる製造品の如く取扱はんとする趣はなきか、要するに彼等の人格に重きを措き、而して開發的に指導し以て自主獨立の精神を

涵養せしむる點に於て、未だ一般に大なる考慮を費す必要あるを免がれざるが如し、諸君と共に謙遜なる態度を以て此處一段の反省と自新を加ふべきは、方さに今日にあるに非ずや。

人は人として待遇せらるゝに依て人となる如く受刑者も人として（普通の）取扱はれることに依て初めて普通の人となり得るを見るべし、此平明の道理は實驗上にても克く證明せらるゝ所也、而して又た彼等が惡漢としての取扱を受けて眞の惡漢となり、小泥棒が大泥棒視せられて眞の大泥棒となるの事實も、亦た的確に實驗の證明する所たり、此間の消息は以て人格主義の效用如何を聊か說明するに足るものあらん、直言すれば今後の世に處しては、人格の何物たるを解せずして成功せんこと殆んど不可能也、矧んや廿世紀の司獄官として、良市民を造くるを行刑の本義と爲す者に於てをや。

○藥籠（九）

福岡　苅屋老龜

△靜　思

一日中最も安靜爽快を感ずるの時は、早起佛前に讀經する時に如くはない、然るに其時程種々雜多の煩惱の起る事もない、此は夜分になると微細の物音でも能く分ると同じ理である、泉涌寺にて旭雅和尙が唯識を講せられた時には、時計の代りにしてある線香の灰の落ちる音も聞えた位靜かであつた、靜中反つて動がある自己の心中が如何に騷がしいかといふ事を知るには、三籟聲なきの時、靜思するに如くはない、

△人心荒廢の原因

一、自然界との關係、（氣候等）

二、個人的事情、（父母の酒精中毒、花柳病、結核、其他精神病の血統等、）

三、社會的事情、（警察機關の不備、新聞の三面記事、娛樂機關の弊害、小說、芝居、活動等、）　絕對の觀念及未來の觀念の絕滅、）

△誠節和尙

鎌倉圓覺寺の誠節和尙は、原の白隱禪師と併稱せられた高僧である、山門建立の際、當時の札差をして居つた海津傳兵衞が、五百金を寄進した、和尙は此申出を聞いてア、さうかと輕く挨拶したばかりであつた、そこで傳兵衞は五百金といふ事が和尙に能く分らぬのであらうと思うて、二度も三度も五百金でござると繰返へした、和尙卽ち其禮の言ひ樣が粗末であるから、傳兵衞がかくいふのであると知つて、お前は馬鹿な奴ぢや、自分が善事をするに、わしに禮を言ふてもらひたいか、寄進の善根は他人の爲めではない、自分の爲めであるぞと訓戒されて、傳兵衞も敬服した、

△現　在

人生最も繫戀するものは過去である、最も冀望するものは未來である、而して最も悠忽にするものは現在である、過去は已に逝水となり、未來は茫として風を捕ふるが如くである、獨り現在は窮通行止、應に盡すべきの道がある、然るに人多く盡すべきの道ある現在に盡さずして逝水捕風の過去未來に必を繫く、愚といふべきである、

△富の分數

欲望を分母とし、財產を分子として見れば、欲望の分母が大なれば財產の分子が如何に大なるも貧しさを感ずる、其反對に欲望の分母が小なれば財產の分子はよし小さくとも、比較的富の人である、

△達　觀

昔、伊國の人ギョルダノ、ブルノ、幼にしてシカダ山に登り、谷凹し峯凸して、嵩石の起伏し、樹木の繁茂するを見て、思へらく、名山なりと、遙にペシピアス山を望むに、低くして土塊の如し、峯もなく谷もなく、樹木嵩石總て見えず、思へらく平凡の山以て我か立てるシカダの秀に比すべからずと、其後行きてペシピアス山に登る、何ぞ圖

らん、峯谷の雄大、嵓石樹木の壯觀、曩日のシカダに劣らず、顧みてシカダ山を望めば、谷も峯もなく小なる事土塊の如し、彼れ大に悟りて曰く、物は總て斯の如し、我よりして人を觀れば、我は主にして人は客、人よりして我を觀れば、我客にして人は主、知るべし物の互に異るは自ら觀ると他より觀るとの別に存する事を、若し觀る所の地を替ふれば萬物皆同じと、以上は黑岩氏の『天人論』にある話であるが、我より他人の行動を見て不得心の事多き如く、他人より我云爲を見れば不滿足の點多きものである、自他に亙りて達觀するに非ずんば事物の眞相は分るものではない。

△金

或人百人一首の何れにも共通する下の句を得たりとて之を示す、曰く

それにつけても金のほしさよ、

秋の田のかりほの菴の苫をあらみ、それにつけても金のほしさよ、大江山いくのゝ道の遠ければ、それにつけても金のほしさよ、此の如きは現代的たるを失はない、

△英領主

近世の英領主は奥州泉の城主本多忠籌であるとして、佐藤信淵の『經濟要錄』に云く、此侯、初は貧窮であつたが、予が父玄明窩翁を聘して經濟の道を聞き、恭儉を專らとし、內室と共に封內の豐富を議り、幾分の入費を節約し、侍女を減じ、殿廡を毀ち、小部屋に居し、婢僕三四人を使ひ、君僕は自ら耕耘未耜の業を試み、菜菓を殖して食糧に充て、內室は薪炊洗縫の役を執り、衣食を調し家費を節した、一藩驚いて發狂の所爲としたほどであつた、かくの如きこと三四年、財用頗る足り貯金千餘圓に及んだ、是に於て大に諸士を會し、宴を設け、貯金を出して告げて曰ふに、玄明窩翁の敎に從へば絕えて窮する理はない、自後、師翁の敎を奉じ警戒を怠つてはならぬ、若し之を怠り自ら貧苦に迫る者は重く處罰するであらうと、乃ち其金を家士に分ちて賜はつたと、

△昭陽と仙崖

龜井昭陽も仙崖和尙も共に黑田藩の名士であつた或日藩の大老の邸で名士の會合を催した、然るに仙崖和尙は常に粗服を爲すを以て、大老は豫め和尙に注意した、明日は藩の高士のみの會合で、昭陽先生も亦來會せらるゝのであると、そこで當日仙崖は羽二重の白衣、紫の大法衣、金襴の袈裟、水晶の珠數といふ扮裝で、寺男や小僧も引具して大威張りで行つた、昭陽此姿を見て小面憎く思うたか、『和尙何ぞ新婦人の裝を爲して來る』と、柄も通れと突刺した攻撃である、滿座片唾を呑んで居ると、和尙破顏一笑、ッカ〳〵と昭陽の側に來つて、中啓で以て昭陽の頭をピシャリ、『此善男子を產まんが爲めである』と遺つて除けた、

△皮肉

風鈴の下に一文世を逃れ、

大雪や己も人の子居候、

智惠のある馬鹿に親爺は困り果て、

切口の惡い茶筅に虫がつき、

小判は口の蓋する形なり、

爪に火をともす跡から息子消し、

人にいふ意見を聞けば一人前、

通信

○函館監獄に於ける大谷光演師親敎

當監獄に於ては宗祖御遠忌親修の爲函館別院に下向の大谷派本願寺法主に在監者一同に對する御親敎を懇請せしに法主は九月十五日午前八時四十分安田北海道寺務出張所長其他の隨員と共に御來監敎誨堂に於て成年男受刑者六百有餘名に一場の親敎を加へられたり其狀況等左の如し

(監獄職員の外和田師範學校長、加藤憲兵大尉、高堂函館驛長等參列す)

△御親教前奥獄の論告

本日は臨時に一同を教誨堂に參集せしめたのであるそれは目下大谷派本願寺函館別院に於て宗祖見眞大師の六百五十回の御遠忌法要執行中であるが世に申す御門跡樣即ち法主鞏下は態々御來道の上御遠忌法要御親修なされつゝある御遠忌の事は夙に承り居りしを以て法主鞏下御來道の際は函館監獄在監者の爲めに一場の御親教を賜はんとて昨年中より勉め御願申上げ愈々御來道のことに相成りしを以て別院の御住職なる御連枝及北海道寺務出張所安田所長を經て公然御願に及びたるところ法主鞏下には非常に御多忙御疲勞の折柄なるにも拘はらず函館監獄とは淺からぬ緣故ありとの思召にて當方の願を御聽屆け相成り風雨の烈しきをも御厭ひなく茲に御臨場下されたのは何とも御禮の申上樣なき次第である別院に於ける御遠忌は實に壯嚴を極めたるものにして遠近より集る十幾萬の參詣者は堂の內外に溢れ別院附近は人を以て充たされ立錐の餘地なく函館市中は時ならぬ人出の賑ひを呈せり北海全道は申すに及ばず青森秋田盛岡其他東北の各縣より參集しまさかと思ひし樺太より來りたる人も少からずと聞く而して汽車汽船何れも參詣人を以て滿員となり機關停車場には乘船乘車容易ならず空しく船車に置去りにせらるゝ者多しと云ふ之を以て見るも御遠忌の盛大なる狀況を推知するに足る斯の如く信仰篤き人と雖も容易に參詣することを得ず參詣の人と雖も法主鞏下の尊容を拜することを能はず御親教を拜聽し得ざる者其大部分を占むるに就ても一同は家にある老人に御遠忌に參詣せしめ度い妻子に其盛儀を拜觀させたいと思ふならむ縱令一同が我家にありとするも其れは到底不可能のことなるべし遺憾とは申しながら一同は在監の身にして居ながらにして鞏下を御迎へ申し上げ目のあたり御親教を拜聽することを得るは何たる幸ぞや只一種の感に打たれ雖有涙に咽ぶの外なからむ斯の如きことは一同の生涯を通じて再びあり得べからざることにして他日滿期放免の後如何に志ありと雖も尊容を拜し御親教を承ることは恐らく絕無なるべし只今より鞏下の御親教があるから一言一句御言葉を聞き洩らすが如きことなき樣謹で最も靜肅に拜聽しなければならぬ

△法主鞏下御親教の要旨

只今奥獄殿より御紹介の通り自分は目下當函館別院に於て宗祖六百五十回忌法要執行の爲め一昨日當地へ參つたのである此御遠忌法要は五十年に一回宛營まれるに付人生五十年若くは七十年とせば御互は再び之に會ふ事は出來ないと思ふのである然るに本日一同と斯く相見るも淺間數暗黑なる境遇社會のどん底に於て會いたくはなかつたのである晴々とした公明な場所で會ひたいのであるが然し今更云つても詮ない事である自分は殆ど全國の布敎の序に各地の監獄に行く度毎に吾眞宗の門徒の者が大多數である樣に承知して居る一同の中にも眞宗の流れを汲で居る者が多い樣に聞き及んで居る實に上　陛下に對し奉りて申譯無い次第であるが然し過去の事は不止得ないのである

自分の知人である或る西洋人(米國人ミンガン州の人)が米國の大學の校堂には「宗敎、敎育、政治」の三個條を揭示して居るのに日本の學者等に對して貴殿の宗敎は何ぞやと問ふ時無宗敎等と得意然として居ると云ふ話を聞きたることあり實に自分は汗顏の至りである一同の中にも眞宗の流れを汲で居る者が多い樣であるが其れは一面から觀ると各々先代が信者であつて其家に生れたと云ふ丈であつて各々個人が眞宗の信者とは云へない所謂無宗敎者である若しも眞の眞宗信者であつたならば斯かる見苦しい淺間しい姿にはならなかつたのである先程奥獄殿の申された通り遺緣に依て眞實に宗敎を味ふ樣になればそれこそ大なる什合せである

近來犯罪に陷ゐる人の中には相當敎育をうけ相當の生活をして居た者も隨分ある樣に聞き及ぶが其等の人はつまり敎育のみに依つて生活したのであつて其間に宗敎道德を無視して居た結果と謂ひ得るのである

申すも恐れ多い事なるが　先帝陛下の敎育勅語の中に「克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我國體の精華にして敎育の淵源亦實に此に存す」

と御示し下されてある樣に敎育の本源は忠孝にあるのである何れの親も自分は惡人でも其子の惡人なることを欲しない卽ち子は善人なれかしと望んで居るのである。各々も定めて愚愛深き兩親を有し又養つて居る人もあらうが何れの親も早く本心に立ち歸つて立派な人間になつて親に安心させる樣に願は無い者はないのである放に一同は一日も早く改過遷善眞の道に歸つて再び間違に陷らない樣に心掛けねばならぬ其れが何よりの親孝行で君に對しては忠なる所以である

支那の孟子と云ふ人は「學問の道他なし其放心を求むるのみ」と云はれてあるが吾々の心は意馬心猿と申して馬や猿の樣な放縱な淺間しい心であるから其心を翔ケて人の人たる道を履むのが學問の要であると云ふことであつて卽ち敎育の根本は道德宗敎に在るのである一同も是迄敎誨師の方からも聞て居て既に改心して立派な心と爲つてゐる者も澤山あるであらうが若し一人でも未だ改心の出來て居ない者が有るならば大正八年九月十五日卽ち今日から生れ變つた樣にならねばならぬ然し此處に注意して置くのは此の理を知る許りでは何の所詮もないので必ず實行せねばならぬ

支那の王陽明は知行合一と云はれて居る卽ち善い事と知つた上は必ず實行しなければならぬと云ふことである此の道德なるものは宗敎の全部にあらざるも其一部分に含まるゝものである卽ち我眞宗安心の一部であつて見れば眞宗に流れを汲で居る者は勿論其他の者と雖も過去のことは仕方ないにしても將來に知行合一必ず改過遷善の實を擧げねばならぬ

爾人生は老少不定と云ふて何時までも生存し得るものではない縱令體が達者だと云ふて居ても當にはならぬ自分は此の話を終つて此處で別るれば又何時過へるとも定まらない卽ち人間は圖を出たときが別れだと古語にある通り或は自分が先に死ぬやも知れぬ

又各々が免に死ぬやも知れないか眞ら宗に云ふ處の平生業成の教へに依つて體が達者な內に去來の安心をして置かねばならぬ千載の暗室も一點の燈火に依りて永劫の闇を破ることの出來ると同樣に罪業深重の凡と雖も一途の信仰に依りて暗憺たる心の闇を破り罪惡を懺悔し晴やかなる安心に住し蓮の臺に佛の御慈悲に繼かることが出來るのである

最後に置土産として眞宗八代目の善知識で先帝より慧燈大師の諡號を贈られた蓮如上人の御言葉を殘して行きたいと思ふのである卽ち

「わがこゝろにまかせずしてこゝろをせめよ佛法はこゝろのつまるものかとおもへば信心に御なぐさみ候とおぼせられさふらふ」

との御言葉である克々之を玩味し

放縱なる己が心のまゝに任せずして信心を喜び罪惡を佛に懺悔し以て改過遷善の實を擧げ放免の曉には立派な國民として忠孝の道を全ふする樣に心掛けて眞面目な人生を送り得る樣に成ることを切望する次第である

△御親教後典獄の再告諭

只今御懇ろなる御慈悲深き御親教を拜聽し誠に有り難く勿體ない次第である一同は如何にして御禮申上げて宜しいか唯感喜感激の涙と念佛稱名との外なかるべし自分は十餘年前名古屋監獄在勤中一度法主臺下を御迎へ申し上げしことあり當時七十有餘の老母病稱にありて步行すらも意に任せず臺下を拜するを遺憾とし恰も親族の書生が來合はせ居りたるを以て屬强なる其者者の背に負ほれ監獄の門前にて法主臺下を御迎へ申し上げ最早死するも更に遺憾なしとて喜びしことあり……此時の老母歡喜の音容は忘れんとして忘るゝ能はざる所なるに今又當監獄に於て再び臺下を御迎へ申し上げたることは實に無量の感慨に堪へざるなり一同は御親教の御趣意を深く肝に銘じ速かに改善の實を擧げ本心に立ち歸り國民の本分を全ふすべし是卽ち臺下に答へまつる御禮の途なり一同に御禮の言葉さへ申上ぐる譯に參らざるに付自分より後程一同に代り御禮申上る筈に付左樣承知すべし

右の如くにして最初典獄の案內にて教誨堂に臨まるゝや受刑者一同は起立敬禮し肅然容を改め恰も水を打たるが如く一種森嚴の氣堂に滿ち片唾を呑んで謹聽し一語一句低頭敬禮し落涙する者少からず感謝感激の情極度に高調せしを見る最後に典獄の告諭中曾て名古屋監獄に於て法主を迎へ云々の語に至るや親教の難有きこと親子の切情を言外に極說したる爲在監者竝に列席の諸員は覺へず胸塞がり垂首稍久しかりし斯くて一場の御親教は罪囚感化上甚大なる效果を與へ宗教上の信念を惹起せしもの勘なからず數日後彼等の筆記せし感想錄に

徵し其の一斑を知るに足る

○濱松分監落成式概況

大正八年十月五日午前十時濱松分監教誨堂に於て新築落成式を擧行せり之より先分監正前に綠門を作り國旗を交叉し萬端の準備整ひたり來賓としては司法省監獄局長、同會計課長、同山下技師、監獄協會北島主事、靜岡縣關屋知事、靜岡縣警察部長、靜岡地方裁判所長、同檢事正、濱松聯隊區司令官、濱松區裁判所判檢事、富山分監長長山典獄補及分監管內郡市長、同警察署長、濱松市各官公署の長官及辯護士、濱松市會議長、市會議員等の幹部官民百二十餘人なり定刻振鈴にて先導典獄式場に參集席定まりて福村分監長擧式の挨拶を述べ了て典獄式辭を朗讀す次で司法省近藤會計課長司法大臣の祝詞を代讀し夫れより靜岡縣知事、濱松區裁判所監督判事、同上席檢事、濱松市長其他の祝詞あり續て監獄局長の分監新築の由來竝に市の當路者及新築關係職員に對する謝辭あり終て分監長答辭を述べ式を終り夫より構內を案內したる後休憩所に於て晝飯及び記念品を呈し和氣靄然裡に散會せしは午後一時にして盛會を極めたり

典獄の式辭及司法大臣以下の祝詞竝に工事の概況左の如し

△式　辭

濱松分監新築工事竣功ヲ告ケ本日ヲ以テ落成式ヲ擧行スルニ方リ閣下並ニ來賓各位ノ貴臨ヲ辱フシタルハ本官ノ深ク光榮トスル處ナリ

抑モ舊分監ハ縣社五社神社ニ接續シタル低地ニ位置シ其神社境內高所ヨリ瞰臨スルトキハ全監一目ノ中ニアルヲ以テ行刑ノ本義ヲ完フスルコト能ハサルノ憾ミアルノミナラス社會風敎上ニ及ホス影響亦尠ナシトセス故ニ適當ノ地ニ移轉スヘキハ多年ノ懸案ナリシカ時勢ノ進運ト必然ノ要求トニ依リ晉牌輔車ノ關係アル裁判所ト同一方面ニ移轉スルノ機運熟シ此地ヲ定メテ大正六年六月工ヲ起シ爾來貳年四ケ月ヲ費シ落成ヲ告クルニ至レリ敷地總坪數四千三百坪ハ濱松市ノ寄附ニ係リ營繕物ノ總坪數ハ壹千八十五坪ニシテ其重ナルモノヲ擧レハ事務所七十九坪敎誨堂二階三十二坪監房四百二十二坪工場百九十四坪炊所倉庫八十

坪倉庫二階五十一坪官舍五戸八十七坪其他附屬建物百四十坪周圍外塀延長百九十八間構內仕切塀延長七十八間ナリ而シテ如上ノ營造物並ニ塀ノ主要材料ハ當地方特有ノ三州土ニシテ製シタル人造叩石ヲ以テ築造シタルモノニシテ監獄建築ニ人造石ヲ使用シタルハ蓋シ當分監ヲ以テ嚆矢トスヘシ之カ總工費額ハ三萬三千八百三十七圓ニシテ全部監獄直營トシテ囚徒ノ勞力ヲ使用セリ此使役總延人員實ニ九萬二千四百七十一人ト云フ多數ノ人工ヲ要シタリ

本敷地並ニ新設道路ハ元耕作畑地ト丘陵峡谷地稍々相半シ凹凸高低著シク意外ノ難工事ニシテ之カ地均ニ非常ノ苦心ト勞力ヲ費シ加フルニ諸物價ハ世界大戰ノ影響ニ依リ益々騰貴シ爲メニ材料ノ購求上幾多ノ難關ニ遭遇シ又廣漠タル地ニ多數ノ囚人ヲ使役セシニヨリ之カ戒護檢束上ノ支障尠ナカラサリシカ幸ニシテ當局ノ御指導ト關係官公署ノ援助並ニ分監長以下職員ノ奮勵努力トニヨリ豫定ノ工事ヲ完成セシハ本官ノ欣幸トシテ感謝スル處ナリ

惟フニ此地ハ高燥ニシテ四面廣濶人家ト隔絶スルコト數町靜閑ニシテ俗情ナク水質亦良好豐富ナリ而カモ物資ノ供給ニハ左迄不便ナラス實ニ優秀ノ地タリ建造物ノ構造設備ト相俟ツテ惑化懲戒保健ノ實ヲ擧クルニ適スヘシト信ス本官ハ分監長以下職員ヲ奬督シ益々奮勵努力事務ノ改善ヲ圖リ以テ新築ノ効果ヲ空フセサランコトヲ期セントス之ヲ以テ式辭トス

大正八年十月五日

典獄從六位勳五等　伊集院藤七

△式辭

靜岡監獄濱松分監移轉改築工ヲ竣ヘ本日其落成ノ典ヲ擧クルニ當リ一言スルノ機會ヲ得タルハ余ノ欣慶トスル所ナリ

當分監舊廳舍ハ地形構造行刑過四ニ便ナラサルカ故ニ年來適當ノ地ヲトシテ移監ヲ爲スノ計畫ヲ立テタルモ未タ之ヲ果スニ至ラサリシカ幸ニ本市及市民諸君ニ於テ克ク刑政ノ本旨ヲ諒解シ當分監ノ移轉ニ多大ノ贊助ヲ與ヘラレ漸ク本事業ノ完成ヲ見ルニ至レルハ實ニ本懐ノ至リニ堪ヘス

廳舍ハ土地高燥市塵ニ遠リ衛生ニ敎化ニ最モ適當ノ位置ヲ占メ構造設備亦其ノ宜シキヲ得獄政ノ改善ニ資スルコト蓋シ尠少ナラサルヘシ乃チ玆ニ市及市民諸君ノ厚誼ヲ感謝シ又當該職員ノ勁勞ヲ多トス冀クハ職員諸子益々奮勵獄政ノ改良ニ盡瘁セラレンコトヲ之ヲ式詞トナス

大正八年十月五日

司法大臣　原　敬

△祝辭

靜岡監獄濱松分監新築工ヲ竣ヘ玆ニ本日ヲ以テ落成式ヲ擧行セラル就テ之ヲ觀ルニ土地高燥靜閑ニシテ建築ノ規模大ナラスト雖モ能ク最近ノ學理ト實際トニ稽ヘ監房ノ配置換氣採光ノ方法濱松舊分監位地は市内五社神社に接續の低地の爲め神社境内より瞰下するの地勢にて行刑上社會風敎上の障害尠しとせず故に適當なる地に移轉を要すべきは多年の懸案なりしが時勢の進運は當市の發展旭日隆盛の現象を呈し移轉の必要急速を要求せられ、大正五年敷地の撰定を了したるも本敷地は丘陵狹谷の凹凸高低の差五十尺の難工事にして之が地均工に非常の苦心と勞力を費したりと雖も地形高燥にして四面廣濶人家隔絶すること數町靜閑にして俗情なく水質亦良好豐富なり遠望は東に富岳の雄姿を南に遠州灘滄海浩渺たるを瞰眺する狀自然神氣爽快襟を正すの感あり行刑感化保健上の實を擧ぐるに適せる地にして敷地總坪數四千三百坪なり工事は大正六年六月より起工し三ケ年を費し總豫算額三萬三千八百三十七圓にして時恰も諸物價暴騰の影響により工事施工上多大の難關に遭遇したるも其の主要材料を當地方特有の叩き土に設計變更せし爲め規定の工程を了するを得たる

戒護救誇衛生ノ設備宜シキヲ得當局苦心ノ跡歷々之ヲ見ル可ク囚人ノ其裏ニ浴スルトコロ多大ナル推シテ知ル可キナリ冀クハ外容ノ整頓ト相俟ツテ益々薫染陶冶ニ努メ圓圓ノ間罪囚ヲシテ自ラ悔悟遷善ノ實ヲ擧ケ以テ行刑ノ目的ヲ達成セラレンコトヲ聊カ蕪辭ヲ述ヘ祝辭ニ代フ

大正八年十月五日

靜岡縣知事從四位勳三等　關屋貞三郎

△祝辭

惟フニ社會ノ安寧秩序ヲ維持シ國利民福ヲ增進セント欲セハ警察監獄ノ設備ヲシテ遺憾ナカラシムルヲ要ス

靜岡監獄濱松分監新タニ地ヲ相シ茲ニ新築工ヲ竣ヘ本日ヲ以テ落成ノ式典ヲ擧ケラル今之ヲ通觀スルニ輪奐ノ美ナシト雖モ實實堅牢ノ像貌アリ以テ精神上ノ鑑戒ニ資スヘク高壁四周ヲ繞リ以テ逃走ノ憂ニ備フル等內外諸般ノ設備寔ニ遺憾ナキヲ得タリ是ヨリ更ニ懲治訓戒ノ實愈擧リ治改遷善ノ効益々顯ハレ治獄ノ成績將ニ大ニ觀ルヘキモノアラントス欣悅堪フルナシ一言ヲ叙シテ本日ノ盛典ヲ祝ス

大正八年十月五日

濱松市長正八位勳七等　竹山平八郎

△工事の概況

は當分監の至幸たる處なり建物の種別構造坪數左の如し

建物總坪數千二坪九合三勺四才
敷地總坪數四千三百坪

名稱	構造	坪數	摘要
事務所	叩キ造	四七、〇〇 三三、三〇	平家建 二階建
男懲役監及附屬檢身所	同	三〇七、五〇	平家建
男懲役監	木造	四六、二五	同
男拘置監	同	六八、三五	同
女監	同	二三、三〇	同
男工場及附屬檢身所	同	二三、三五	同
炊所及浴場	叩キ造	二九、七五	同
倉庫	同	三一、〇〇	二階建テ
物置	木造	九、〇〇	平家作り
渡廊下	同	七二、六六	平家建
人民控所	同	四二、三五	同
接見所	同	三二、〇〇	同
門及門衛所	煉瓦及木造	四、四四	同
石炭置場	叩キ造	二、三五	同
農具置場	木造	三、〇〇	平家建
便所	同	三、〇〇	同
便所	煉瓦造	一五、〇〇	同
排水溝		七	所
井戸	叩キ造	一九、八〇	
塀	同	一九、八〇	
同	木造	三五	
官舍	同	八七、〇〇	平家建
官舍土塀	叩キ造	四二、八〇	

彙報

○模範馬丁の退職

谷運平氏は安政五年九月五日大分縣西國東郡岬村大字香々地に生れ算年既に六十二歳に及べり氏が福岡監獄小倉分監馬丁を拜命せしは去る大正二年十二月二十五日にして其當時月俸九圓を給せられ漸次增俸十五圓に進み大正八年九月十一日退職するに至れり氏が在職中其職務に忠實なりしとは遍く人の知る所にして青

草を生ずる季節の如きは退廳時必ず鎌と繩とを携行し歸途山野に至りて草を苅り取り之を一括し置き翌早朝定時刻を待たず之を肩にして昇廳し馬匹の飼ひ方其他の手入れに從事するを常とし青草の生ずる期間中に在ては殆んど乾草を購入するの必要なく又馬匹を愛するの念深く刑事被告人裁判所出廷多く爲めに夜に入る時の如きは自己の空腹は忘れしものゝ如く只管馬匹の勞を思ふの餘り豆腐の粕抔を購ひ來りて馬匹に給する事の如きは敢て珍らしからず而して裁判所との間片路約四十分間を要する遠距離を往復する日に數回如何に歸監遲き時と雖も馬匹の手入れを怠るが如き事毫もなく每朝青草を肩にして出勤する時の如き正門より程遠からぬ厩なる馬匹は早や其足音を聞き知りて聲高く嘶きて之を迎ふるが如き狀あるを目擊せり此の愛情は彼馬匹と雖も能く感ぜしものゝ如く其進退並に早駈け停止等殆んど手綱を要せずして只氏が自身の動作に依り左右せらるゝに至れり尙ほ氏は職務に忠實なるのみならず齊家の要を得て奉職當時に在ては僅かに住家一軒のみを有せしに過ぎざりしと聞くが當時に在ては貸家數軒を所有するに至れり吾人は此の老馬丁の退職を惜み氏の餘生の長久を祈ると同時に司獄官總ての階級に在て此の軌に倣ふ所あらば國家の爲め益する所多からんと信ずるものなり（福岡釣月生）

○被告人逃走逮捕

山口監獄拘禁窃盜被告高橋慶作（三二）は以前下關分監拘禁中監房内に於て自衣を引裂き座席に水を撒き其上に座し其他暴行を爲すより手錠を施し特別監視中なりしが控訴申立に依り本監に移したる後も特に注意を加へ居たり然るに所去る九月十七日午後一時五分頃他の被告三名と共に入浴運房の際拘置監廊下に整列中突然脫走を企て戒護看守は大聲叱咤せしも聞入れず直に女監境界の板塀を乘越へ女囚檢身所庇より同屋根に飛上り之れに接近せる工場屋根に飛移り更らに約五尺を隔つる倉庫屋根に飛移り同所より間隔六尺の外圍煉瓦塀に飛付き踰越脫出せしも看守直に追跡して附近民家に逃入りたるを難なく逮捕したり

○少年受刑者逃走逮捕

浦和監獄川越分監在監少年受刑者濱邊庸之助（一九）は十月十三日他の受刑者十九名と共に瓦工場

出業中午後四時十分頃看守の隙を窺ひ工場を出で工場裏側杉垣根を潜りて畑中に出で逃走す間もなく此事實を發見し工場内外を捜索したるに前記杉垣根を潜りたる足跡を發見したれば直に之を分監長に報告したれば分監長は職員の非常召集を行ひ一方各警察署に急報し協力して追捕に向ひたるが同日午後六時二十分同分監を距る約一里の入間川堤防に於て看守の手に逮捕されたり、逃走の原因を取調ふるに瓦工に就業し手足の荒るゝを苦にし居たる所偶然看守の隙を窺ひ途に逃走を決行せるものなりと

○受刑者傷害　三池監獄在監受刑者放火傷害物盜懲役十五年四村清太(二七)は同工場就役囚なる木村博なるものと平素相反目せる間柄なりし處博は同工場就役囚梶久吉なるものと督て神戸監獄在監中同房せし事あり其關係上親密になし居る由を聞知したる清太は久吉が博に加擔し居るものと思惟し隨て久太に對しても平素不快の念を抱き居たりしが十月七日午後三時頃工場に於て他の受刑者二名が何事かヒソ〳〵私語しつゝあるを見てこは畢竟久吉が兩名に對し己が行爲を惡口せる結果己を惡評せるものなりと邪推し久吉を詰問せしも久吉は作業上の件に付私語せし旨を告げ極力辯解し一方擔當看守に制せられて其場は事濟となれるも内心平なる能はずして同工場就業中なりし某の洋裁縫工用裁物庖丁を奪取して久吉の後方より斬付頭部其他に疾病休業十日治療日數三週間を要する創傷を負はしめたり

○朝鮮に監獄新設　朝鮮總督府にては今回忠清南道大田に監獄を新設し、大田監獄と稱し、本年五月八日より施行さる、因に同監獄典獄には京城監獄永登浦分監長横山藤三郎氏任命されたり

叙任

静岡監獄・同濱松分監及松本市へ出張ヲ命ス　司法省監獄局長　法學博士　谷田三郎

谷田監獄局長出張ニ付隨行ヲ命ス　司法屬　典獄補　渡部新平

九級俸下賜依願免本官　教誨師(横濱)　堀江哲艾

三級俸下賜(死亡)　典獄(高知)　芥川忠藏

叙正五位

叙正八位　看守長(徳島)　土井藤吉

叙正八位　看守長(青森)　西村重五郎

任看守長　札幌監獄看守　清野眞一

給九級俸札幌監獄勤務ヲ命ス

金澤監獄へ出張ヲ命ス　監獄事務官　松井和義

松井事務官出張ニ付隨行ヲ命ス　司法屬　和田岩雄

叙勳八等授瑞寶章　看守長(奈良)　伊藤忠次郎

叙勳八等授瑞寶章　正八位(鹿兒島)　長沼秀家

叙勳八等授瑞寶章　岡山監獄看守　西村吉太郎

叙勳八等授瑞寶章　熊本監獄看守　古川内藏彦

叙從七位　看守長(網走)　津田義貴

甲府監獄勤務ヲ命ス　監獄醫(函館)　吉川順一郎

函館監獄勤務ヲ命ス　監獄醫(甲府)　朝山勘一

七級俸下賜

會報

○茶話會

十月二十五日(第四土曜)午後二時より本會樓上に於て茶話會を開催す講師は東京帝國大學文學部助教授文學士深作安文氏にして演題を『外來思想に就て』と題し先づ所謂外來思想を儒教、佛教、基督教、及びデモクラシーの四に區分し前三者に就て其の意義精神を比較し進んで當日の論題たるデモクラシーに就きて其第一、意義として本思想は個人主義を根抵の基礎と爲し世界的にして且つ正面的なる點に於て從來の外來思想と大に異る旨を闡明し更に分ちて社會的デモクラシーは機會均等、階級徹廢を標榜し産業的デモクラシーは産業自治を又國際的デモクラシーは民族自治を主張すと其比較論評を爲し次で第二、社會主義とデモクラシーに就ても氏獨特の快辯を振つて各種の方面より詳細なる論評を試みらる最後に批評として自然的デモクラシー及道德的デモクラシー等の引例を以て本思想の全般に亙りて詳説され午後四時過滿堂拍手の裡に講演を閉ぢらる

後一般會員には別室に於て茶菓の饗應あり各自歡談を交へ全く散會せるは午後五時過なりし因に當日參聽せる會員は練習所生徒の外左記の諸氏なり。

秋山金吉　池田梅吉　涌水玄痴

柴田吉藏　齋木喜太郎　角田重美

林淨圓　林定弘　末光榮平

武田定實　舟山文七　增子賢藏

梶岡織次郎　和田岩雄　春日藤作
大草東三郎　岩田藤吉　伊藤祐之
藤井藤藏　鷹谷與三　松井參三郎
長山始　勝水淳行　小丸源左衛門
里誠一　桑原寛一　植田種義
双木文四郎　嶂南慧海　藤井惠照
初見彌太郎　佐藤筑吉　土川種次郎
安納藤吉　山本彌四郎　鈴木酉次郎
益子廣次　山本吉平　佐々木貴治
小堤直雄　西岡三郎　大島德治
淺野芳雄　酒井幸太郎　齋藤渉
黒田源太郎　齋藤敬二　柳澤彌右衛門
平兮德太郎　長谷場圭介　河野純孝
古谷精治　海老澤俊藏　山内與助
栗田一郎　多治比宗與　秋庭正道
星景輔　新井軍治郎　淺野一藏
澤田幸太郎　青木鍵治　小鯖房吉
伊藤文彌　小林太平　伊藤秋朔
松田正喜　安田光次　椎名通藏
白井勇松　渡邊武直　矢追秀作
小山松吉　鈴木信彌　野口讓造
坪井直彦　有馬四郎助　辻敬助

松井和義　北島良吉　谷田三郎

○芥川典獄の訃

本會地方部長高知監獄典獄正五位勳五等芥川忠藏氏は去月十四日突然腦溢血に罹り厚き治療も其甲斐なく同十七日遂焉として逝かる同十九日之が葬儀を高松市稱名寺に於て執行されたれば鈴木司法次官谷田本會々長より弔詞を贈り深く哀悼の意を表す尚同氏典獄在職滿十五年餘傍ら本會地方部長として殊に功勞尠からざりしに依り本會內規に基き同氏遺族に對し金圓を贈呈したる外香資を靈前に供せり。

○三浦典獄の訃

本會地方部長橫濱監獄典獄從五位勳四等三浦貫氏は昨年來病魔の冒す所となり再來專心療養に力を盡されしも其効なく本月十二日午後六時半遂に逝去せられ、仝十五日橫濱市梅ヶ枝町大谷派本願寺別院に於て葬儀を執行されたり、

當日谷田本會々長　鈴木輔成會々長（代理）の弔辭、監獄事務官、東京附近各典獄等會葬し頗る壯嚴の葬儀なりし

尚同氏典獄在職滿貳拾年餘傍ら本會地方部長として殊に功勞顯著なるものありしを以て本會內規に基き同氏遺族に對し金員を贈呈したる外香奠を靈前に供せり。

○贈與金

本會は會則第十一條第一項第三號乃至第五號に據り退職贈與金として故看守深町茂氏遺族外二十一名に對し金九圓以下の金員を贈與し十月二十九日附を以て夫々元管轄典獄を經由交付したり

公文

○司法省會乙第一〇三〇三號

（大正八年十月二十五日裁判所監獄宛）
（司法大臣官房會計課長通牒）

△仕拂命令受領濟額報告書照合方ノ件通牒

每月金庫ヨリ提出スル標記照合方ニ付テハ曩ニ仕拂命令受領濟額ノ照合ニ止マラス仕拂豫算額及其殘額等ニ付テモ亦タ屢ニ對照シテ相違アル場合ハ之ニ證明ヲ與ヘス其事由ヲ付シテ金庫ニ返付スルト同時ニ其旨官省ヘ御申出可相成筈ノ處相違アル場合ニ於テモ單ニ其旨符箋スルニ止マリ之ニ證明シテ金庫ニ返付セラルヽ向アルノミナラス往々受領濟額ノミヲ照合シテ他ヲ省ミラレサル向アルヤニ承知被致候ヘ共斯テハ好シ符箋アリトスルモ證明ヲ得タル以上ハ金庫側ニ於テハ其儘之ヲ整理シ又豫算額若ハ殘額ヲ對照セラレサルニ於テハ官廳ト金庫ト豫算上ノ相違アリタル場合ニ於テ命令發行上支障ヲ來タスコトアルハ勿論ノ義ニ有之候條向後標記方ニ干シテハ充分御注意相成樣致度候

追テ月末ニ際シ仕拂濟豫算ノ增減アリタルトキハ金庫ニ於テハ該豫算額ハ之ヲ翌月分ニテ整理スル場合モ可有之候ニ付キ此ノ事實明瞭ナル場合ニ付テハ勿論證明返付セラレ可然ト存候　爲念

△支出科目更正方證明ノ件通牒

支出科目ヲ更正セラレタル場合ニ支出計算書面上本月支出歟又ハ前月迄支出額若ハ一ヲ本月支出額ニ他ヲ前月迄支出額ニテ増減整理セラルヽ如キ各課ノ取扱振リ一ナラス候ヘ共右ニ付テハ自今増減共總テ前月迄支出額欄ニ於テ整理相成樣致度候

追テ支出計算書摘要欄表示ノ支出科目ハ更正増額セラレタル科目ヲ掲記スヘキ義ニ有之候　爲念

△仕拂豫算流用屆出方ノ件通牒

仕拂豫算ノ流用ヲ要スル場合ニ於テ一時ノ融通ニ係ルモノ又ハ經伺濟ノモノニ付テハ別ニ屆出ヲ要セス候處其都度之カ屆出ヲ爲スヲ向不悉之カ爲メ前段ノモノニ付テハ引戻ノ場合ニ屆出ヲ爲ササルカ又ハ後段ノモノニ付テ更ニ屆出ヲ爲サルル場合ニ於テハ執レモ決算上ノ不符合ヲ生スルコト相成候次第ニ付キ自今右樣ノモノニ付テハ御屆出無之樣致度尤モ便宜上年度内彼是融通又ハ流用シタルモノヲ取纏メ其増減額ヲ差引加減シタル純流用額ノミノ屆出ヲ最終支出計算書副書御提出ノ場合ニ於テ該副書ニ添付御提出相成候モ差支無之候ヘ共此ノ場合ニ於テモ尚ホ經伺濟（他廳トノ融通ニ依ル増減額亦同シ）ニ係ルモノニ付テハ該屆出額中ニ包含セシメサル樣致度候

追テ本年度最終支出計算書副書御提出ノ場合ニ於テ本文末段ニ依リ年度内流用ニ係ル總括的純流用額ヲ屆出ラルヽ場合ニ於テハ本通牒前已ニ屆出濟ニ係ルモノニ付テハ該額ハ之ヲ前記純流用額中ニ包含セシメサル樣致度候

△仕拂豫算金庫令達方ノ件通牒

仕拂豫算ノ増減ヲ令達セラレタル場合ニ取扱金庫ニ該令達ナシト雖モ直ニ金庫ヘノ令達取計方ヲ打電セラルヽ向尠カラス候ヘ共金庫ヘノ令達方ニ付テハ當省ヨリ大藏省中央金庫、本金庫ヲ經テ各地支金庫ニ令達セラルヽ義ニ付キ訓令到達後若干日ヲ經ルニ非サレハ裁判所又ハ監獄所在地金庫ヘ令達ナキハ窘ニ止ムヲ得サル義ニ有之候條好シ仕拂命令發行上至急ヲ要スル場合ニ於テモ前顯ノ事情一應御諒知置相成樣致度候

○司法省會甲第四三八七號

（大正八年十月二十五日附各監獄典獄宛）
司法大臣訓令

看守長、看守、女監取締、履員及傭人ニ限リ大正八年八月分ヨリ左ノ割合ニ依ル臨時手當ヲ増給ス其ノ給與方ニ關シテハ大正八年四月司法省會甲第一、五四五號訓令ヲ適用ス

臨時手當増給割合

俸給、給料月額	
十七圓以下	四　割
日額ヲ受クル者ハ三十日分ノ集計額、以下同シ	但從來ノ手當ト合セ三割十五圓冊錢ヲ下ラス
十七圓ヲ超エ二十五圓ヲ超エサル者	三割
二十五圓ヲ超エ三十五圓ヲ超エサル者	二割　但シ同上二十圓ヲ下ラス
三十五圓ヲ超エ四十五圓ヲ超エサル者	一割　但シ同上二十四圓五十錢ヲ下ラス

四十五圓以上　　從來ノ通　但シ二十七圓ヲ下ラス

○司法省會甲第四三九〇號

（大正八年十月二十五日各監獄典獄宛
司法大臣官房會計課長司法省監獄局長通牒）

本日司法省會甲第四三八七號ヲ以テ訓令相成タル臨時手當ノ増給ヲ受クル者ノ範圍ニ付テハ看守長、看守、女監取締ノ全部及押送作業用務ニ從事スル履員、傭人ヲ指シタル義ニ有之候而シテ右臨時手當増給ニ充ツル經費豫算ハ追テ配賦可相成筈ニ付先以テ既ニ配賦濟ニ係ル分ヨリ一時流用ノ上俸給、給料支給日ヲ待タス（八月乃至十月分ニ付）可成速ニ支給相成度尚支給以前退職セシ者ニハ給與ノ要無之候

○司法省會甲第四四六四號

（大正八年十一月一日司法省管内各官廳宛　司法大臣訓令）

判任官、判任官ノ待遇ヲ受クル者、囑託員、履員及傭人ニ對シ大正八年十月以降毎月左ノ區別ニ依リ特ニ臨時手當ヲ増給ス

一俸給、給料、囑託手當月額五十五圓（日額ヲ受クル者ハ三十日分ノ集計額以下同シ）以下ノ者ニハ二割但シ臨時手當給與規程ニ依ル臨時手當ト本俸ニ合シテ九十圓ヲ超ユルヲ得ス

二俸給、給料、囑託手當月額五十五圓ヲ超ユルモ六十圓ヲ超エサル者ニハ臨時手當給與規程ニ依ル臨時手當ヲ本俸ニ合シテ九十圓ニ達スル額

三本令ニ依ル臨時手當ノ給與ニ關シテハ臨時手當給與規程ノ例ニ依ル

○司法省會甲第四四六五號

（大正八年十一月一日附裁判所監獄宛
司法大臣官房會計課長通牒）

臨時手當増給ニ關スル件依命通牒

本日司法省會甲第四四六四號ニテ訓令相成タル臨時手當十月分ニ付テハ俸給等支給日ヲ俟タス臨時給與方被取計度而シテ本件増給ニ要スル仕拂豫算ハ追テ配付可相成筈ニ付先以テ既ニ配付濟ニ係ル分ヲ一時流用支辨可然候

追テ豫算ノ都合上一時流用ニ係ル本文經費ノ如キハ從來ノ例ニ依リ流用攝行ノ屆出ニ不及候

○司法省會甲第四四六六號

（大正八年十一月一日附各監獄典獄宛
司法大臣官房會計課長通牒）

臨時手當増給方ノ件依命通牒

本年十月司法省會甲第四三八七號ヲ以テ臨時手當増給ノ件訓令相

成本日又司法者會甲第四四六四號ニテ同樣調令相成候ニ付テハ前ノ調令ニ依リ現ニ二割以上ノ手當增給ヲ受ケ居ル向ニ對シテハ從來ノ通（調令但書ノ制限額ニ付亦同シ）給與セラレ其ノ二割未滿ノ向ニ對シテハ今回ノ調令率ニ依リ給與セラルヘク從テ前後調令ノ割合率ヲ併合シテ手當算出給與スル限ニ無之候

○司法省會甲第四四六八號
（大正八年十一月五日各監獄典獄宛）
司法大臣官房會計課長通牒

少額郵便切手類無償引渡ノ件依命通牒

監獄法ニ依リ國庫ニ歸屬シタル郵便切手、收入印紙等ハ從來總テ逓信局ニ賣却ノ上該代金ヲ監獄ニ收入致シ來リ候處右ノ內少額ニシテ之カ賣却ヲ爲スハ徒ニ煩雜ノ手數ヲ費シ却テ收支相償ハストシテ認メラルヽ場合ニ於テハ其ノ種類、員數ノ明細書ヲ添ヘ之ヲ最寄一、二等郵便局（逓信局所在地ニ在リテハ逓信局）ノ會計官吏ニ引渡相成度候

○新刊紹介

法學博士　岡田朝太郎著　法學通論　正價貳圓八拾錢　郵送料拾貳錢

發行所東京市神田區仲猿樂町十七番地中外印刷工業株式會社

本書は先年一度刊行せられ、爾來重版又重版、本年八月改訂第五版を上梓せられたるものなるが、著者は特に本會へ右壹部を寄贈せられたり、就て見るに同博士の豐富なる知識と卓越せる頭腦を以て說明懇切至らざるなく、法學研究の階梯として稀覯の敎科書にして初學者は勿論、一般法學者好個の參考書たるは贅言を要せず、右寄贈を受け本會々長は博士の好意に對し感謝の意を表し特に謝狀を送れり。

大場法學博士校閱　根本顯太郎著

指紋法解說

（改正指紋紙取扱規定竝ニ解說添付）

菊判百五十八頁
插畫百九十五個
實費金五十一錢
郵稅金六　錢

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ說述セルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

法學士　廣中佐兵衞述

貧民制度幷ニ救濟事業

菊判百三十五頁
實費金參拾錢
郵稅金四　錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ編述シタルモノナリ

發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル場合ノ注意

口座番號　東京貳五〇五九番

加入者氏名　監獄協會

大正八年十一月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　報文社

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾貳卷第拾壹號（大正八年十一月二十日發行每月一回二十日發行）